

食と緑の基本計画2030

～食と緑が支える豊かな「あいち」をめざして～



愛知県

食と緑とは

“食”と“緑”ということばが持つイメージは、人によってさまざまですが、「食と緑の基本計画 2030」の中では、“食”は食べ物や食生活等を、“緑”は森林、農地及び木材や花等、森林や農地で生産される物などを象徴することばとして使っています。

なお、海や川については、食料となる水産物を生産する場所であることから、“緑”の中に含めています。

また、“農林水産物”ということばは、米や肉、魚等の一次産品だけでなく、一次産品を用いて生産される加工品も含めた表現として使っています。

食と緑が支える 豊かな「あいち」をめざして



愛知県は、日本一のモノづくり産業県であると同時に、温暖な気候と豊かな水を生かした全国有数の農業県でもあります。さらに、三河山間地域を中心とした林業や、伊勢湾・三河湾の豊かな漁場に支えられた水産業も盛んで、多様な産業が県民生活を支えております。

こうした中で、農林水産業は、安全で良質な農林水産物を安定的に供給するのみでなく、森林、農地、海や川を守りその多面的機能を発揮させることで、私たちの暮らしを豊かにし、地域の未来を支える重要な役割を担っております。

しかしながら、近年の農林水産業は、少子高齢化による担い手不足、生産コストの上昇、気象災害の激甚化、気候変動による収量低下等、様々な課題に直面しています。こうした課題に柔軟に対応しながら、本県農林水産業が成長し、食と緑が支える豊かな暮らしづくりをめざす取組を一層推進していくことが必要です。

このような状況を踏まえ、県では、今後5年間の食と緑に関する施策を地域が力を合わせて推進していくため、「イノベーションを生み成長する農林水産業」「県民の理解と参加で支える農林水産業」「環境に対応した持続可能な農林水産業」をめざす姿とした『食と緑の基本計画 2030』を策定いたしました。

この計画の達成に向けた幅広い施策に全力で取り組み、次の世代に愛知が誇る「食」と「緑」を着実に引き継ぐために、本県農林水産業のさらなる発展を実現してまいります。県民の皆様におかれましても、それぞれの立場で、食と緑に関する様々な取組に積極的に御参加いただき、計画の推進に御理解と御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

2025年12月

愛知県知事
大村秀幸

目 次

第1章 食と緑の基本計画 2030について	・・・ 1
1 はじめに～「食と緑の基本計画 2030」の趣旨～	
2 基本計画の性格	
3 計画期間	
第2章 食と緑に関わる現状と“めざす姿”	・・・ 3
1 食と緑に関わる現状と課題	
2 基本計画が“めざす姿”	
3 “めざす姿”的達成に向けた目標	
第3章 施策体系と主な取組	・・・ 11
1 農林水産業の未来を担う人材の確保・育成	
(1) 新たな担い手の確保	
(2) 強い農林水産業を担う人材の育成	
(3) 多様な人材による労働力の確保	
2 生産力の高い農林水産業の実現	
(1) 新技術・新品種の開発・普及	
(2) 生産基盤の強化	
(3) 生産・流通体制の強化	
3 農林水産物の需要拡大と農山漁村の魅力発信	
(1) 国内外の需要開拓	
(2) 食と緑の理解醸成	
(3) 農山漁村の活性化	
4 安全で良好な暮らしを支える農山漁村地域づくり	
(1) 防災・減災対策の推進	
(2) 持続可能なインフラマネジメントの推進	
(3) 地域の快適な環境の確保	
5 環境と調和のとれた持続的な農林水産業の実現	
(1) 環境負荷低減の推進	
(2) 環境変化への対応	
(3) 持続可能な生産環境の創出	

第4章 地域重点取組

•••47

- ① 尾張地域
- ② 海部地域
- ③ 知多地域
- ④ 西三河地域
- ⑤ 豊田加茂地域
- ⑥ 新城設楽地域
- ⑦ 東三河地域

第5章 基本計画の達成に向けて

•••62

《参考資料》

・「食と緑の基本計画 2030」の SDGs 達成への貢献	…64
・用語の解説	…66
・「食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくり条例」	…74
・食と緑の基本計画 2030 策定の経緯	…77
・食と緑の基本計画推進会議 設置要領	…78
・食と緑の基本計画推進会議 構成員名簿（2025 年度）	…79

本文中の※印が付されたことばについては、冊子末尾の参考資料で“用語の解説”として五十音順に説明をしています。なお、同一の用語が複数回登場する場合は、最初にのみ※印を付し、2回目以降は付していません。

第1章 食と緑の基本計画 2030について

1 はじめに～「食と緑の基本計画 2030」の趣旨～

私たちの暮らしは、農林水産業の適切な営みによってもたらされる安全で良質な食料等の供給と、森林、農地、海及び川が有する県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成等の多面的機能によって支えられています。

こうした食と緑が支える豊かな暮らしづくりを推進するため、愛知県では、「安全で良質な食料等の安定的な供給が確保され、かつ、その適切な消費及び利用が行われること」、「森林等の有する多面的機能が適切かつ十分に発揮されることにより、安全で良好な県民の生活環境が確保されること」の2つを基本理念とする「食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくり条例」（以下「食と緑の条例」という。）を2004年に施行しました。

最近の食と緑を取り巻く環境に目を向けると、日本国内では人口減少の進行に伴い、労働力人口が減少しており、農林水産業の担い手の確保が一層困難になっています。また、急速な物価上昇により、農林水産物の生産コストが高騰する一方で、コスト上昇分を生産物の取引価格に反映することが難しい農林漁業者の経営は厳しい状況に置かれており、生産者と消費者が相互に支え合う社会の構築が求められています。

こうした中、生産者が安心して農林水産物の生産を続けるためには、安定した需要の確保が不可欠です。今後は、国内市場に加えて、需要の拡大が見込まれる海外市場への輸出や2026年のアジア・アジアパラ競技大会等、県内で開催される国際的イベントを活用した訪日外国人客へのプロモーションなどを通じて、県産農林水産物の魅力を積極的に発信し、新たな需要を創出することが必要です。

さらに、気候変動や大規模地震等の自然災害リスクが高まっている中、農山漁村地域では防災・減災対策や、老朽化したインフラへの対応が急務となっています。加えて、地球温暖化の進行等を背景に、持続可能な開発目標（SDGs）やカーボンニュートラル※への対応といった社会的要請の高まりから、環境に配慮した持続可能な生産活動が一層求められています。

「食と緑の基本計画 2030」（以下「基本計画」という。）は、こうした状況を踏まえ、食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくりをめざして、県が市町村、農林漁業者、農林水産業関係団体及び県民と協働・連携しながら取り組む、食と緑に関する施策の基本的な方針として策定したものです。

2 基本計画の性格

基本計画は、食と緑の条例第7条に基づいて知事が定めるものであり、食と緑に関する県の施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針です。

また、食と緑が支える豊かな暮らしを実現するためには、県だけでなく、同じ県土に生活する者として県民一人ひとりが身近な農林水産業を見つめ直し、積極的に関わっていく必要があります。この基本計画は、こうした県民の自主的な取組の指針となることも期待されています。

さらに、基本計画は、2040年頃の社会経済を展望して県が重点的に取り組むべき政策を示した「あいちビジョン 2030」の方向性や国の計画等に沿った内容となっています。この基本計画に基づき、本県が定める農林水産分野の個別計画や方針を策定するとともに、基本計画の推進にあたっては、農林水産分野以外の本県の主要な計画等との連携も図っていきます。

[「食と緑の基本計画 2030」と諸計画の関係]



3 計画期間

この基本計画の期間は、2026年度からの5年間とし、2030年度を目標年度とします。

基本計画では、期間中における食と緑をめぐる環境の変化にも柔軟に対応し、効率的かつ効果的な施策を展開していきます。

第2章 食と緑に関わる現状と“めざす姿”

1 食と緑に関わる現状と課題

農林水産業は、担い手の減少や生産コストの高騰、気候変動による異常気象の頻発化、自然災害リスクの高まり、さらにはSDGsやカーボンニュートラルの実現といった多くの課題に直面しています。これらの課題に柔軟に対応しながら、農林水産物の安定した生産・供給の確保を図っていくことが求められています。

基本計画では、このような食と緑に関わる現状と課題を踏まえて、今後5年間の施策の基本的な方針を定めています。

人口減少の進行

担い手の減少と高齢化は農林水産業において加速度的に進行しており、未来を担う人材の確保・育成が喫緊の課題となっています。また、消費人口の減少による国内市場の縮小を補完する新たな需要を開拓していく必要があります。

こうした状況に対応するため、農林水産業への幅広い人材の呼び込みと定着率の向上を図るとともに、ロボット技術やAI等を活用したスマート農林水産業による省力化・効率化を進め、限られた労働力の中で生産性の高い農林水産業を実現する必要があります。加えて、輸出促進やインバウンド※の誘致を始めとする観光分野と連携した県産農林水産物の魅力発信による、新たな市場の創出をめざしていくことが重要です。

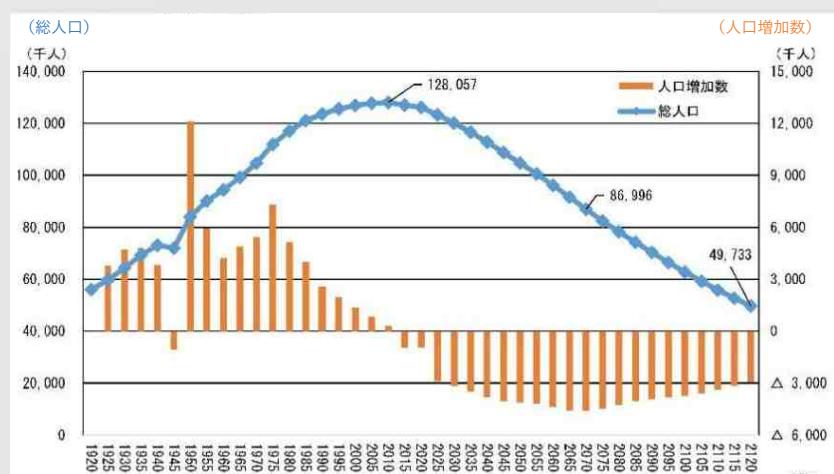
解

説

日本の人口推移

日本の人口は減少局面を迎えており、2070年には総人口が8,700万人に落ち込むことが推計されています。本県の人口は、2019年をピーク（約755万人）に、徐々に減少ってきており、2025年10月1日時点では約745万人となっています。

人口減少に伴い、国内市場が縮小するだけでなく、農林水産業の担い手確保も一層困難になることが予想されます。



出典：愛知県まち・ひと・しごと創生総合戦略推進2023-2027

(2020年までは総務省「国勢調査」、2025年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和5年推計）」をもとに作成)

農林水産物の安定供給

愛知県では、都市近郊という立地や優れた交通アクセスといった地域的優位性を生かし、都市型農畜産業や集約的な施設園芸が発展してきました。一方で、これらの分野は輸入資材やエネルギーへの依存度が高く、近年の生産資材の価格高騰や為替変動等による影響を受けやすく、農林水産物の安定した供給に向けた課題となっています。

こうした状況に対応するため、生産性の向上、生産力の維持・強化とあわせて、農林水産物の再生産が可能な価格について、生産者と消費者の相互理解を深め、社会全体で農林水産物の生産を支える環境づくりを推進することが必要です。

解

説

いいともあいち運動・花の王国あいち

〔いいともあいち運動〕

県民の方々に、愛知県の農林水産業の応援団になっていただき、消費者と生産者が一緒になって愛知県の農林水産業を盛り上げていこうという「運動」です。

その応援手段のひとつとして、消費者に愛知県産農林水産物をもっと食べていただきたい、利用していただきたいという、「愛知県版地産地消の取組」でもあり、いいともあいち運動のシンボルとして、マークを定めています。



〔花の王国あいち〕

愛知県は1962年から花の産出額が日本一であり、品目別でも、きく、洋ラン、ばら、観葉植物は日本一の産出額を誇る「花の王国」です。

右のシンボルマークは、愛知県が日本一の花の産地であることを皆さんに知っていただくために作成したもので、ひげは葉、王冠は花をイメージした王様の顔となっています。



インバウンド経済の拡大

愛知県は、海外と直結する中部国際空港を始め、陸海空の交通アクセスに優れており、ジブリパークや名古屋城等の観光地を訪れる訪日外国人旅行者が増加しています。これを生かし、県内の食文化や地域産品への関心を一層高め、観光消費額の増大を農林水産業の振興につなげていくことが重要です。

このため、2026年に愛知・名古屋で開催されるアジア・アジアパラ競技大会等の国際的なイベントの機会を最大限活用して、高品質の食材や郷土料理等の食文化の魅力を発信することにより、県産農林水産物の価値を向上させ、新しい需要を掘り起こし、生産力の向上につなげる好循環を生み出していくことが必要です。

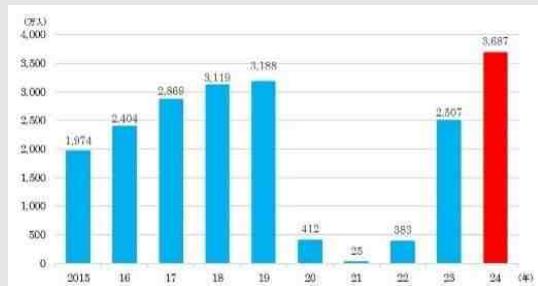
解

説

訪日外国人旅行者数の推移

訪日外国人旅行者数は、2019年には年間で3,188万人と、過去最高を毎年更新していましたが、2020年から2022年までは、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、年間を通じて大きく減少しました。

その後徐々に回復し、2024年には、堅調な訪日需要や航空便の回復により、年間で3,687万人と過去最高を記録しました。



出典：観光白書

(日本政府観光局（JNTO）資料に基づき
観光庁作成)

気候変動への適応とインフラ強化

近年、地球温暖化に伴うとされる台風や豪雨の頻発化・激甚化が、農林水産物の供給や地域住民の暮らしに深刻な影響をもたらしています。また、南海トラフ地震※が30年内に発生する確率は60～90%程度以上とされており、大規模地震等の自然災害リスクが高まっています。さらに、夏の高温による生育障害や病害虫の発生等、農林水産物への影響が拡大しています。

こうした状況に対応するため、自然災害リスクに備え、強靭なインフラ整備や老朽化施設への対策が求められています。また、農林水産業が適切に営まれることにより維持される森林や農地等が持つ多面的機能の価値を社会全体で評価しつつ、災害に強い産業及び県土を構築していくことが必要です。さらに、気候変動に適応した品種や技術の開発・普及を通じて、生産の安定を図り、地域の農林水産物の供給力を維持することも必要です。



米の高温障害 (白未熟粒)



豪雨により崩壊した山林



明治用水頭首工の復旧工事



農業用管水路の漏水による道路陥没

脱炭素化の進展、循環型社会への移行

世界的にSDGsの達成に向けた取組が進む中、農林水産業においても環境に配慮した持続可能な生産活動への移行をより一層進めていくことが求められています。

このため、国が「みどりの食料システム戦略」のもとで、温室効果ガスの排出削減や再生可能エネルギーの導入等、カーボンニュートラルの実現に向けた政策を推進していることに呼応し、本県の農林水産業においても、こうした社会的ニーズに対応し、生産力の向上と環境負荷低減の両立を図っていく必要があります。

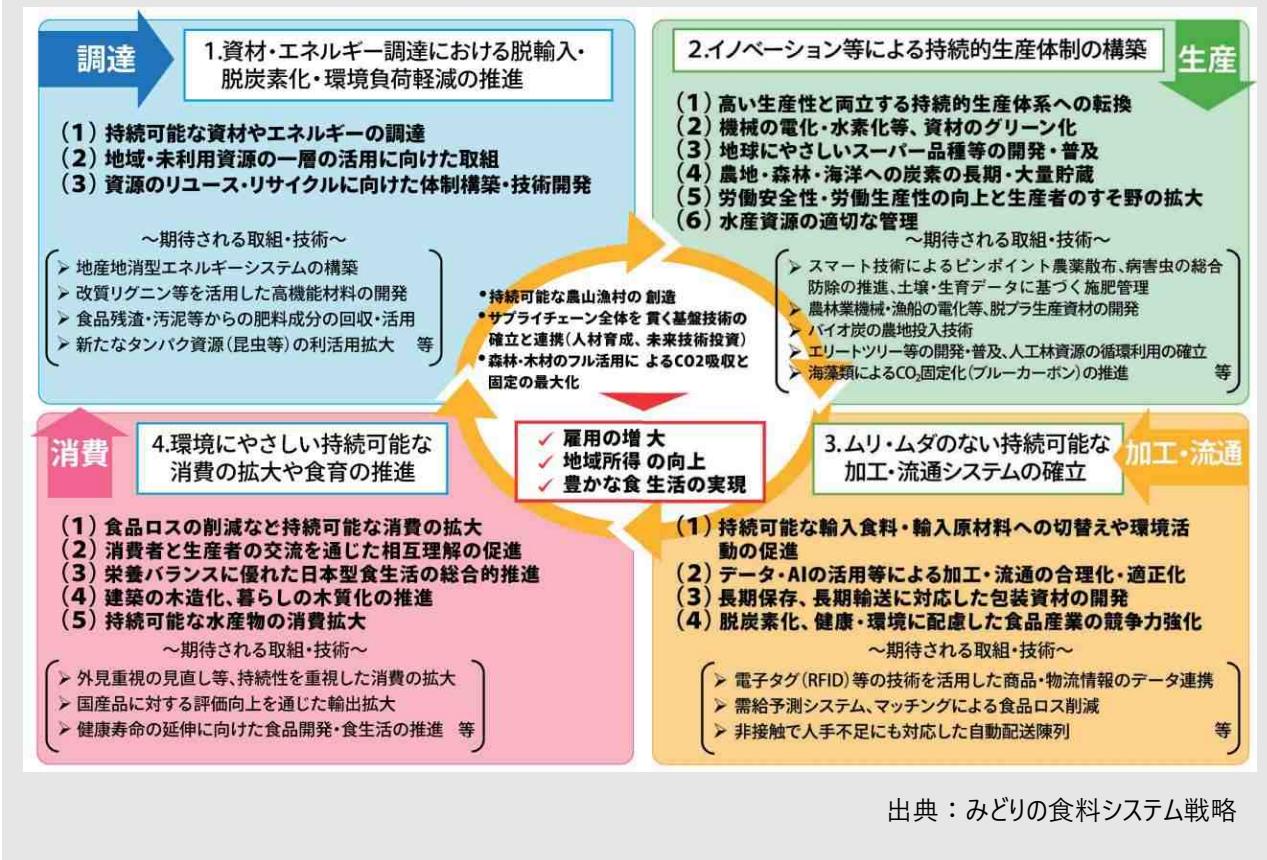
さらに、CO₂吸収源である森林の管理、家畜排せつ物や食品廃棄物等のバイオマス利用等を通じて、地域内で資源が循環する持続可能な生産体系の構築を図り、脱炭素化と循環型社会への移行を農林水産業の現場からも実現していくことが求められます。

解

説

みどりの食料システム戦略

国が2021年5月12日に策定した食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現させるため、中長期的な観点から戦略的に取り組む政策方針です。この戦略では、2050年に向けて、農林水産業のCO₂ゼロエミッション化（温室効果ガス排出ゼロ）の実現や、化学肥料・化学農薬の使用量の低減、有機農業の取組面積の拡大等の目標を設定し、まずは、2040年までに革新的な技術・生産体系を順次開発していくこととしています。



2 基本計画が“めざす姿”

食と緑に関わる現状と課題を踏まえ、2030年には、次の3つの姿の実現をめざします。

めざす姿①

イノベーションを生み成長する農林水産業

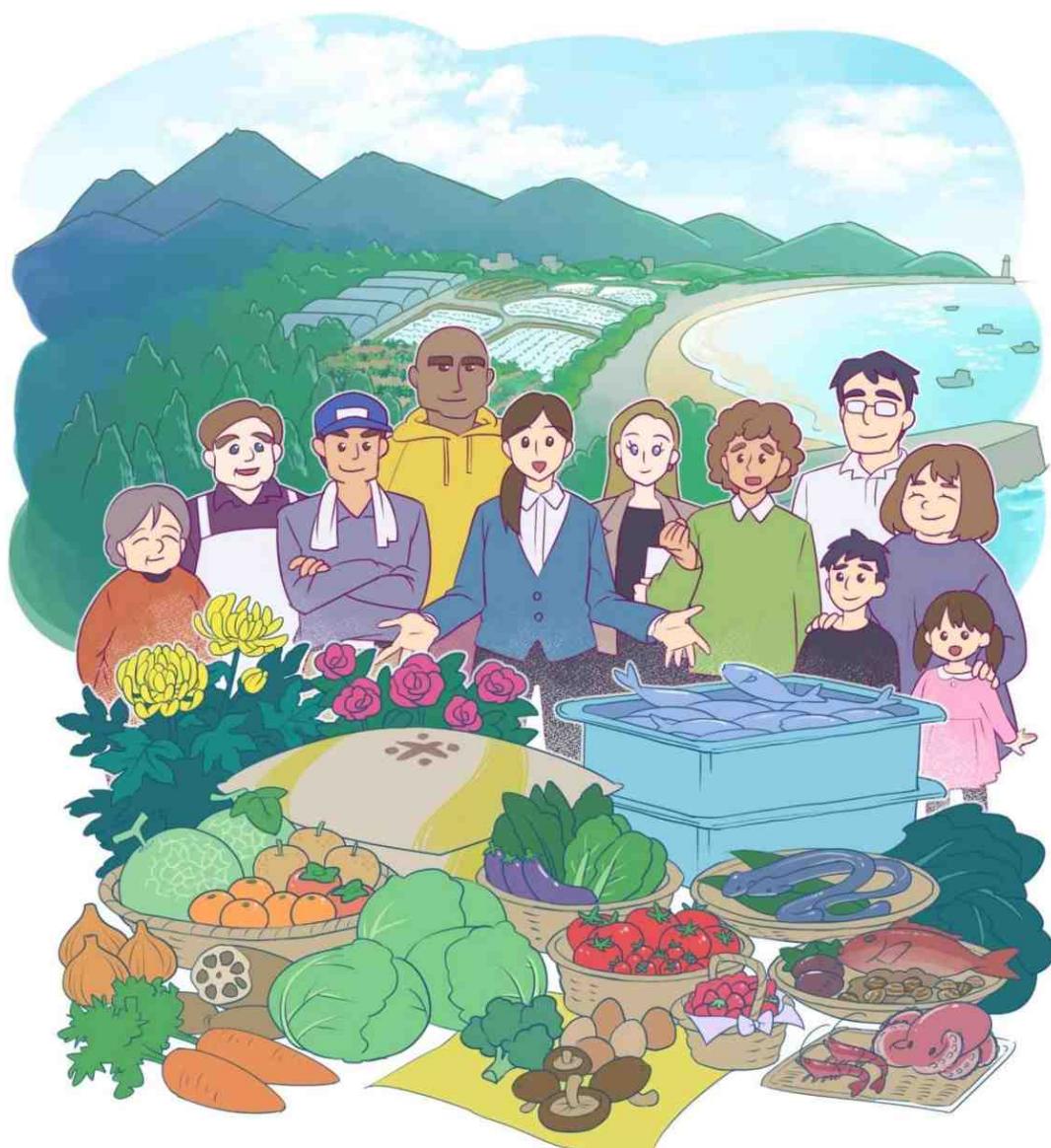
- 人材の確保・育成を強化するとともに、デジタル技術等の活用によるスマート化を進め、イノベーションを創出すること等により、生産性と収益性を向上させます。
- 農地の集積・集約化や大区画化、共同利用施設の整備等により生産基盤を強化し、国内外の市場開拓等を通じて農林水産物の需要を拡大することで、成長する農林水産業をめざします。



めざす姿②

県民の理解と参加で支える農林水産業

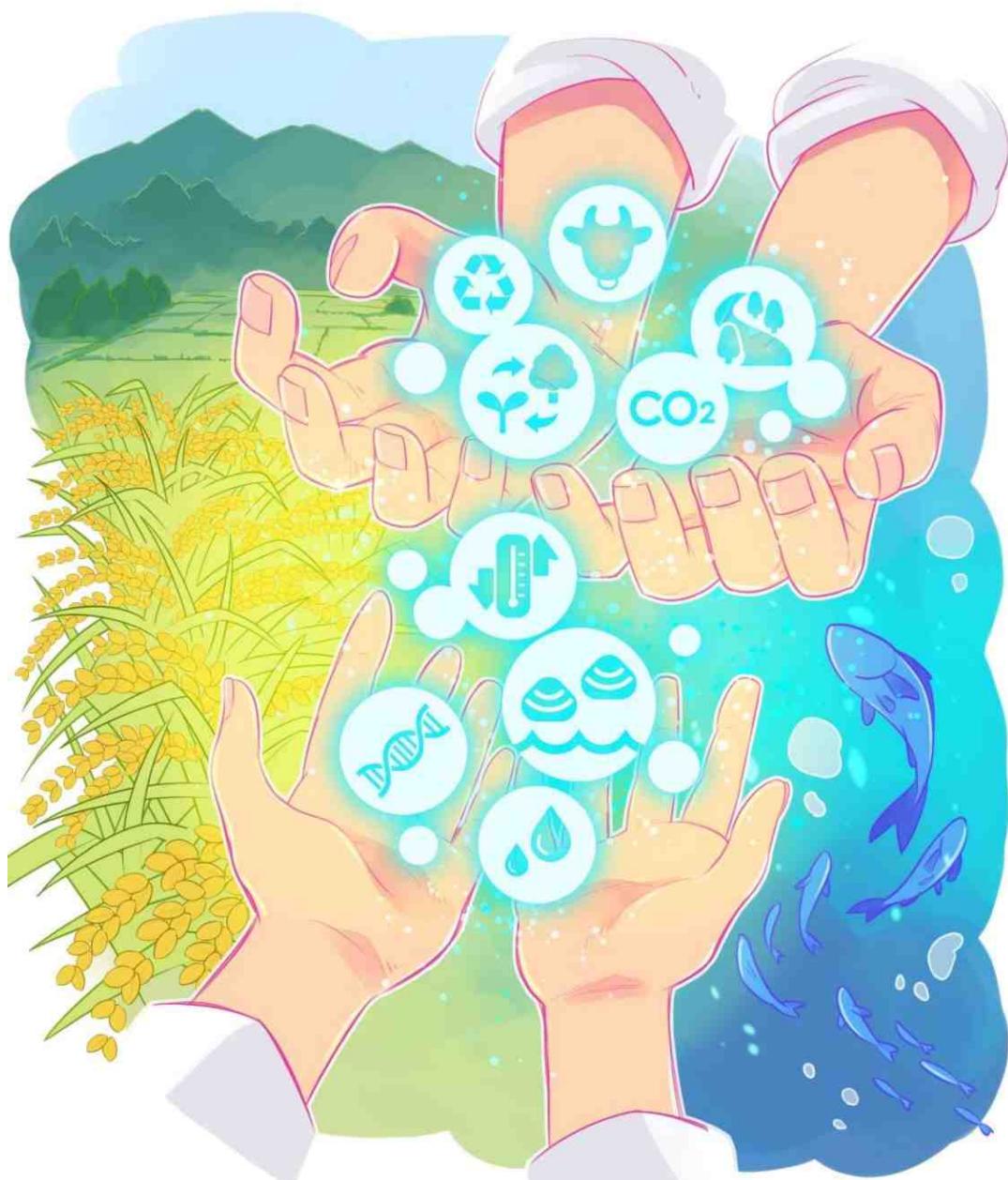
- 将来にわたって安全で良質な農林水産物の供給力を確保していくため、食と緑の重要性について、生産者と消費者が相互理解を深め、社会全体で農林水産物の生産を支えていく環境をつくります。
- 農地や森林など農山漁村が有する多面的機能が理解され、多様な人材が生産と地域づくりに参加し、支える農林水産業をめざします。



めざす姿③

環境に対応した持続可能な農林水産業

- 環境に配慮した生産方式の導入や森林資源の循環利用の取組等を強化し、環境負荷の低減と持続可能な生産体系の構築を推進します。
- 地球温暖化等による生産環境の変化に対応する品種・技術の開発、自然災害のリスクに備えたインフラの整備等による防災・減災対策、海洋環境の変化に対応した漁場づくりと水産資源の適切な管理等を進めることで、持続可能な農林水産業をめざします。



3 “めざす姿”的達成に向けた目標

項目	目標値 (2030年度)	現状値
農業産出額	3,700 億円	3,551 億円 (2024年)
木材生産量	21.0 万 m³	18.7 万 m ³ (2024年)
漁業産出額	410 億円	402 億円 (2023年)



第3章 施策体系と主な取組

5つの施策体系により、“めざす姿”的実現に向けた取組を進めていきます。施策の有効性や効果を評価するため、施策体系ごとに重要業績評価指標（KPI）を設定します。

施策体系1 農林水産業の未来を担う人材の確保・育成

- (1) 新たな担い手の確保
- (2) 強い農林水産業を担う人材の育成
- (3) 多様な人材による労働力の確保

施策体系2 生産力の高い農林水産業の実現

- (1) 新技術・新品種の開発・普及
- (2) 生産基盤の強化
- (3) 生産・流通体制の強化

施策体系3 農林水産物の需要拡大と農山漁村の魅力発信

- (1) 国内外の需要開拓
- (2) 食と緑の理解醸成
- (3) 農山漁村の活性化

施策体系4 安全で良好な暮らしを支える農山漁村地域づくり

- (1) 防災・減災対策の推進
- (2) 持続可能なインフラマネジメントの推進
- (3) 地域の快適な環境の確保

施策体系5 環境と調和のとれた持続的な農林水産業の実現

- (1) 環境負荷低減の推進
- (2) 環境変化への対応
- (3) 持続可能な生産環境の創出

施策体系

1 農林水産業の未来を担う人材の確保・育成

施策の方向性

将来にわたり安定した生産活動を継続するため、幅広い人材を呼び込むとともに、新規就業者の定着率の向上を図り、農林水産業の未来を担う人材の確保・育成を推進します。

【主な取組】

- デジタルコンテンツ等を活用した情報発信や関係機関と連携した相談から定着までの一体的な支援により、新規就業者の確保・育成に取り組みます。
 - 経営体を対象に、雇用管理能力や生産技術、安全意識の向上を図る研修・競技会等を実施し、就業者のスキルアップを支援します。
 - 農福連携※等、多様な人材の確保に向けたアプローチを強化します。

< KPI >

項目	目標	現状値
新規就業者の確保数※1	5年間で 農業 1,000 人	193 人／年※2
	林業 150 人	40 人／年※2
	漁業 130 人	16 人／年※2

※1 5年間で就業した人のうち、評価年度において
継続して就業している人数

※2 新規就業者数

（1）新たな担い手の確保

◆ 担い手の参入促進

- 愛知の農林水産業を知ってもらうため、デジタルコンテンツ等を活用した情報発信やイベント等でのPR、体験会等を実施
 - 農林水産業への就業希望者を対象とした相談会等を、県と関係団体が連携して実施
 - 県や市町村、関係団体、生産者等が連携・協力し、相談から定着までを一体的に支援する体制を整備
 - 必要な技術の習得や装備・設備の導入、継続を促進



就農希望者を対象とした相談会

◆ 教育の充実

- 学校等との連携により、児童・生徒に農林水産分野の仕事や最新の技術等を学べる機会を提供
- 農業大学校※において、高度で実践的、体系的な教育を行うとともに、新規就農者等を対象とした各種研修を実施



農業大学校でのスマート農業授業（除草ロボット）



農林高校生の林業機械シミュレータ体験



漁業体験研修（底びき網漁業）

（2）強い農林水産業を担う人材の育成

◆ 農業を支える人材の育成

- 円滑に農業経営を継承するため、農業経営の法人化や後継者の就農、第三者継承※に係る相談等を実施
- 農業経営体の経営発展に必要な施設・設備等の導入や制度資金の活用を支援
- 地域の農業を支える中小規模経営体に対して、雇用・労務管理能力の向上や作業工程の見直し等を支援するとともに、雇用労働力の確保を促進
- 女性農業者の経営参画や政策・方針決定の場への登用等を促進
- 普及指導員による技術指導や経営指導等を実施



ももの袋かけ指導

◆ 林業を支える人材の育成

- 「あいち林業技術強化カレッジ※」において知識・技術レベルに応じた段階的な研修カリキュラムを実施

- 林業現場技能者の技術と安全作業意識の向上を図るとともに、林業の魅力を発信するため「あいち伐木競技会※」を開催
- 安全作業技術に関する研修の実施や林業現場における安全管理徹底の働きかけ等、「林業労働災害ゼロ」に向けた取組を実施
- 効率的な林業生産を行う林業経営体を育成するため、高性能林業機械※の導入やICT※の定着等を支援
- 融資制度により林業経営体等の経営の安定化を支援
- 経営コンサルタントによる経営等サポートや「あいちの五つ星林業経営体認定制度※」による雇用管理の改善や事業の合理化を促進し、就業希望者から選ばれる魅力ある林業経営体を育成
- 木造建築に関する研修の実施や学生を対象とした設計コンペの開催等により、建築物等の木造・木質化を担う技術者を育成
- 林業普及指導員による技術指導や経営指導等を実施
- 森林・林業や木材利用に携わる市町村職員の育成を支援



あいち伐木競技会



林業普及指導員による森林所有者へのアドバイス

◆ 水産業を支える人材の育成

- 漁業者を対象とした研修や交流等の活動支援により、漁村のリーダーとなる漁業士を育成
- カキ等の新しい養殖技術の導入などを支援するとともに、制度資金の活用により、水産業を営む経営体の経営発展を支援
- 漁港施設等の機能集約などを図り、就労環境改善を促進
- 漁況予測技術や経営モデルの構築により効率的な操業を促進
- 水産業普及指導員による技術指導等を実施



漁業者による研究成果発表
(愛知の水産活動報告会)

(3) 多様な人材による労働力の確保

◆ 多様な人材や主体の活躍促進

- 企業やNPO等の多様な主体の参入を支援し、雇用創出や地域農業の多様化等を促進
- 労働力を確保するための農業の魅力発信や求人サイトを運営する団体との連携による雇用機会の創出を推進
- 労働力の確保と障害者の自立支援をめざす農福連携の取組を推進
- 適正な雇用・労務管理の中での外国人材の活用を支援
- 農業現場における作業代行等の農業支援サービスの活用を促進

解

説

農業支援サービス

農業現場における作業代行やスマート農業技術の有効活用による生産性向上支援等、農業者に対してサービスを提供することで対価を得る業種のことといいます。

データ分析やドローン散布等の作業受託、農業現場への人材供給、農業機械のシェアリングなどのサービスが含まれます。



ドローン施肥の作業代行

施策体系

2 生産力の高い農林水産業の実現

施策の方向性

生産性と収益性を飛躍的に高めるイノベーションの創出と、生産基盤の整備を
一体的に進め、生産力の高い農林水産業を実現します。

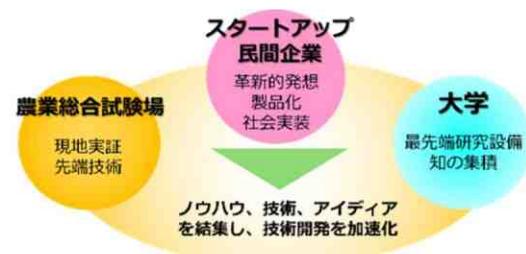
【主な取組】

- AI や IoT※、ロボット技術等の革新的技術を活用した研究開発を推進とともに、大学や企業等との連携を強化し、成果の社会実装を加速します。
 - 農地・森林・漁場の整備や担い手への集約化、共同利用施設の整備等、安定した生産活動を支える基盤づくりとあわせて、スマート技術や新品種の導入促進、家畜防疫体制の強化等を通じて、持続的かつ高収益な生産体制の構築を進めます。
 - 流通体制の強化を通じて、消費者ニーズに応える農林水産物の生産と供給を支援します。

<KPI>

項目	目標	現状値
県の研究機関における研究成果数	5年間で 農業 80 件	10 件／年※3
	林業 11 件	4 件／年※3
	水産業 24 件	5 件／年※3
経営体当たりの農業所得	1割増	6,151 千円 (2024 年)
森林経営計画策定面積	5年間で 7,500 ha	1,390 ha／年※3
林道の整備・保全延長	5年間で 60 km	16 km／年※3
経営体当たりの漁業産出額	1割増	12,100 千円 (2023 年)

※3 前計画期間（2021年度～）の年平均値



多様な主体との連携により技術開発を加速化する 「あいち農業イノベーションプロジェクト」

(1) 新技術・新品種の開発・普及

◆ 革新的技術等の開発

- 高い生産力を実現するため、革新的技術を活用するスマート農林水産技術等の開発を推進
 - 農業総合試験場において、大学やスタートアップ※等の多様な主体と積極的に連携し、革新的な研究開発に取り組むとともに、成果の社会実装を推進



AI病害虫診断技術の開発



あいち農業イノベーションサミット 2025

- 遺伝子解析等の最新の育種技術を活用した新品種開発や家畜新系統の造成、中山間地等の地域特性に適した技術開発を推進
- 森林・林業技術センターにおいて、閉鎖型採種園※等を活用して、花粉が少なく成長が早いエリートツリー※の種苗生産技術の開発を推進
- 水産試験場において、漁業生産を支える健全な漁場環境の実現に向けた技術や気候変動に適応した漁業生産を向上するための技術、効率性の高い内水面増養殖技術等の開発を推進



閉鎖型採種園における人工授粉作業



漁業調査船による漁業資源の調査



ニホンウナギ種苗の大量生産技術の開発
(ウナギ仔魚用の乾燥飼料の開発)

◆ 新技術・新品種の活用促進

- 新品種等の生産現場での利用拡大と高品質生産技術の普及を推進
- 試験研究と生産現場の連携を強化し、研究成果やスマート農林水産技術等の迅速な普及・活用を推進
- 民間で開発された技術の体系化や現地での実証による生産現場への導入等を推進
- コンテナ苗の活用等により植栽の低コスト化を促進

- エリートツリーや早生樹等の成長が早い樹木の活用により育林の低コスト化を促進
- 県が開発した新品種・新技術の知的財産※権取得を推進
- 農林漁業者等による新品種・商標等の権利取得を支援



皮ごと食べられるイチジク新品種



コンテナ苗の生産

(2) 生産基盤の強化

◆ 農業生産基盤の強化

- 産地の生産力と収益力の維持・強化に必要な機械・設備等の導入を支援
- 農業委員会※や農業会議、農業協同組合、土地改良区※等の関係機関が連携して、地域計画の実現に向けた取組を進めるとともに、農地中間管理事業※の活用による農地の集積・集約化※を推進
- 農地の大区画化や汎用化※、スマート農業への対応、区画整理、農業水利施設の整備等を推進
- 市町村が定める「農業振興地域整備計画※」の適切な管理への支援により優良農地を確保
- 農業委員会との連携により農地違反転用の未然防止と是正を推進
- 農地中間管理事業等を活用した遊休農地※の発生防止と解消を推進
- 畜産クラスター※の構築等により高収益型畜産を推進



農地の大区画化



畜産クラスター事業を活用して建設した搾乳牛舎

解**説**

地域計画

地域計画とは、「農業経営基盤強化促進法」第19条に基づき市町村が策定する地域の農業の将来の在り方を明確化した計画です。

計画は、高齢化や人口減少による農業者の減少や耕作放棄地の拡大が懸念される中で、農地を子や孫の世代に引き継いでいくために、農業者、農地所有者、JA、土地改良区や集落営農組織等、地域の様々な関係者が集まり、話し合って作られました。

また、一度策定して終わりではなく、話し合いを継続して、担い手への農地の集約や受け手不在農地の解消に向け、計画をブラッシュアップすることが求められています。

◆ 林業生産基盤の強化

- 森林クラウドシステム※の活用により、森林境界の明確化や森林施業の集約化、森林經營計画の策定を促進
- 木材を効率的に生産し、安定的に供給するための林道や森林作業道等の整備を推進
- あいち森林経営管理サポートセンター※等により市町村が実施する森林整備を支援



森林クラウドシステムに搭載している
森林資源情報と地形情報



林道の整備

◆ 漁業生産基盤の強化

- 干潟※・浅場※造成や碎石を利用した貝類増殖場、魚礁※漁場の整備を推進
- カキ等の新しい養殖技術の導入を促進
- 効率的な漁業生産のための共同利用施設の整備を支援



河川堆積砂等による干潟・浅場の造成



魚礁漁場整備のため海中に沈められる鋼製魚礁

(3) 生産・流通体制の強化

◆ 生産体制の強化

【共通】

- 燃油や飼料等の資材の高騰による負担を軽減するため、燃料費等の価格差に対する支援を実施
- 産地の集出荷施設や乾燥調製・貯蔵施設等の共同利用施設の再編集約・合理化※を支援
- 農業協同組合、森林組合、漁業協同組合等の検査及び指導監督により、組合の健全な事業運営を促進

【農業】

- 産地の生産力と収益力の維持・強化に向け、関係者間の連携を強化し、生産の基盤となる施設や機械等の整備・導入を支援
- 優良な種子・種苗と種畜※の安定供給を推進
- 需要に応じた米の生産や、麦、大豆の作付面積の拡大等に向けて、作目ごとの生産性向上等の取組を支援
- 加工・業務用野菜等のニーズに対応する農産物の生産拡大を支援
- 樹園地の改植等による果樹の生産性向上を支援
- 付加価値の高い茶生産を支援
- 耕種農家と畜産農家が連携した自給飼料の生産・利用拡大を促進
- 畜産農家の所得安定に向けた支援
- 建築コストを抑えた畜舎等の建設を促進
- 経営所得安定対策※や価格安定制度※及び農業保険制度への加入に向けた普及啓発等を推進
- 農業生産活動の管理を適切に行う国際水準 GAP※の一層の普及を推進
- 地域の農業者や鳥獣被害対策実施隊※等の活動を支援し、指定管理鳥獣捕獲等事業※等による野生鳥獣被害防止対策を推進



自動操舵トラクター

解

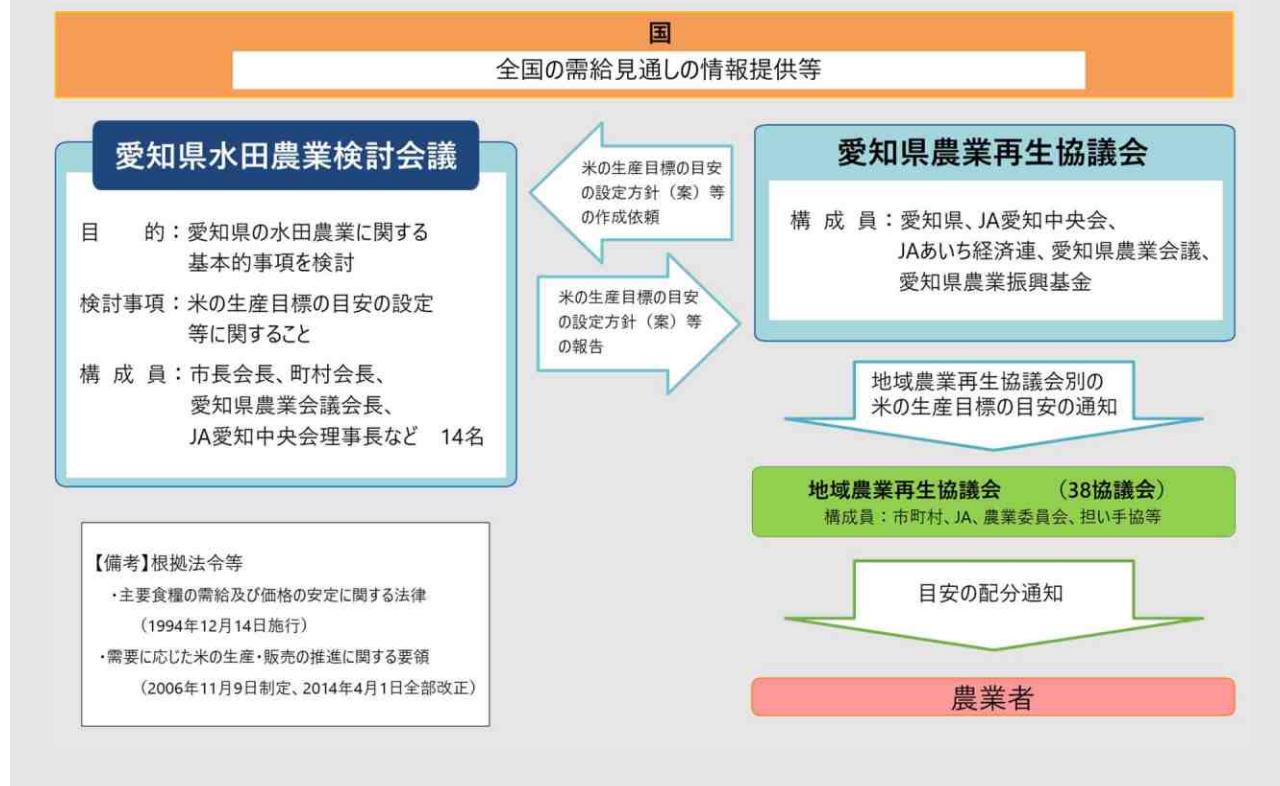
說

需要に応じた米生産

主食用米については、米の需給見通しや民間在庫量等の情報を参考にしながら、生産者の主体的な判断によって生産を行い、一方で、麦・大豆や主食用以外の米（飼料用米や加工用米等）については、需要に応じた生産を支援し、米価の安定と担い手の経営の安定化を図ります。

生産者の判断材料として、愛知県水田農業検討会議が、国的情報を整理して県内における米の需要を勘査した「生産目標の目安」の方針を示し、愛知県農業再生協議会が「生産目標の目安」を作成して地域農業再生協議会に配分しています。

本県における米の需給調整の推進体制



【林業】

- 高性能林業機械等の導入や計画的で効率的な活用を促進
 - 木材加工施設の整備等により、需要者が求める品質・規格に応じた製材品の安定供給体制を強化
 - ニホンジカ等による森林被害を防止する獣害防止柵等の設置を支援



高性能林業機械等の活用

【水産業】

- 鳥や魚によるのり養殖等への食害の防止対策を支援
- 新規魚種生産等、栽培漁業の強化により水産資源の維持増大を推進
- 県域団体と連携した指導による漁業協同組合の事業統合を促進
- 共済制度を活用した資源管理・収入安定対策を推進



ハマグリ等の新たな種苗を生産する新棟

◆ 家畜防疫体制の強化

- 畜産農家に対する飼養衛生管理基準※遵守の指導や家畜伝染病の監視等を実施
- 口蹄疫※や高病原性鳥インフルエンザ※、豚熱※等の特定家畜伝染病※の発生に備えた危機管理を徹底
- 野生イノシシの豚熱・アフリカ豚熱※の継続的なサーベイランスや豚熱経口ワクチン野外散布、捕獲強化による豚熱ウイルス拡散防止対策、アフリカ豚熱感染に備えた初動対応等の体制整備を推進

解**説****野生イノシシの豚熱・アフリカ豚熱のサーベイランス**

豚熱とアフリカ豚熱は、いずれも豚やイノシシに感染するウイルス性の家畜伝染病であり、養豚場の豚に感染すると大きな被害をもたらすため、早めに見つけて広がらないようにすることがとても大切です。そのために行われているのが野生イノシシの「サーベイランス（感染状況調査）」です。

この活動では、山や森で見つかったイノシシの死体や、狩猟などで捕まえたイノシシから検査用のサンプルを取り、病気にかかっていないかを調べます。検査には、ウイルスの遺伝子を調べる方法が使われ、感染の有無を正確に判断できます。



検査の検体として用いる耳たぶ

検査風景

◆ 流通体制の強化

- 安定的な農林水産物の供給に向けて、卸売市場の業務運営が公正かつ安定的に行われるよう指導・検査等を実施
- 農産物の流通動向等を収集・整理し、生産者等に消費ニーズを始めとした最新の情報を的確に発信
- 卸売市場や農業団体等が取り組む農産物の広域流通体制の改善や物流の効率化に向けた取組等を支援



施策体系

3 農林水産物の需要拡大と農山漁村の魅力発信

施策の方向性

県産農林水産物の付加価値向上や食育の推進、都市地域との交流等を一層深化させながら、県産農林水産物の需要を国内外に拡大し、農山漁村の魅力を幅広く発信します。

【主な取組】

- 6次産業化※、県開発品種のブランド化等による高付加価値化を図り、輸出促進、インバウンド需要の取り込み等による販路拡大支援など、更なる需要拡大に取り組みます。
 - いいともあいち運動を通じた多様な主体との連携による地産地消の推進や、学校教育や体験活動と連動した食育の推進、モデルとなる施設等を通じた木造・木質化のPRなどにより、県民の農林水産業への理解と関心を高め、消費行動の変容を促します。
 - 農泊等を通じた都市住民との交流促進により、地域活性化と関係人口※の創出を図り、地域の生産活動を社会全体で支える仕組みづくりを進めます。

<KPI>

項目	目標	現状値
主要農産物の市場占有率	18.0 %	16.8 % (2023年)
6次産業関連施設の販売額	1割増	64,951百万円 (2023年)
輸出に取り組む産地等の育成件数	5年間で 25件	5件／年※3
木造・木質化のモデルとなる施設数	5年間で 150件	24件／年※3

※3 前計画期間（2021年度～）の年平均値

(1) 国内外の需要開拓

◆ 県産農林水産物等の付加価値向上

- 県が開発したオリジナル農林水産物等の高付加価値化に向けて、生産者・関係機関が一体となった取組を実施
 - 事業者間の交流や連携の促進、中小企業診断士等専門家の派遣等により6次産業化を推進



6 次産業化で商品開発された 柿ジャム（ベルファーム）

- 農林漁業者等が取り組む6次産業化の実現に向けた新商品の開発や加工施設の整備等を支援
- 東三河地域の事業者による、地域の農林水産物を活用した農商工連携※商品の開発等の取組を促進
- 商標や地理的表示保護制度※等の知的財産に関する啓発・情報提供

解

説

愛知県が開発したオリジナル農林水産物

本県で開発されたオリジナル品種をいくつか紹介します。



「愛ひとつぶ」(米)

猛暑の年でも見た目がつやつやで美しく、上品な甘みともっちりとした食感のおいしいお米です。



「愛きらり」(いちご)

大きくてツヤがあり、しっかりとした甘さがあります。果皮も果肉も赤く、果形が整っています。



「あいみずき」(日本なし)

甘みが際立ち、果汁たっぷりでみずみずしく、シャリとした食感も兼ね備えています。



「葵うなぎ」(うなぎ)

大きくて、ふっくらと柔らかく、脂ののりが良い、資源に優しいうなぎです。

◆ 県産農林水産物等のPRと消費促進

- トップセールスやSNS等の活用、首都圏における観光物産展や観光関連産業と連携した取組等により県内外へ向けた県産農林水産物のPRを推進

- いいともあいちネットワーク※を核として、多様な主体との連携により、地産地消に関する情報発信やイベント等の取組を推進し、県産農林水産物の活用・消費の拡大を促進
- 暮らしの中に花を取り入れる「花いっぱい県民運動」を推進するとともに、花と緑のイベントを開催
- 畜産農家や関連事業者と連携し、本県が誇る名古屋コーチンやみかわ牛の魅力をPRする取組を推進
- 東海三県一市グリーン購入キャンペーン※等を通じて地元・旬の食材を優先して購入するよう啓発
- 「木材利用の促進に関する基本計画※」に基づき、公共施設や民間建築物への県産木材の利用を促進
- 第70回全国植樹祭の開催理念を継承し、木材の魅力や利用意義の周知により県産木材の利用を促進
- 「Wood City あいち2050」の実現に向け、まち全体の統一的な木造・木質化を促進
- 商業施設やオフィス等の民間施設の木造・木質化を支援
- あいち木造・木質化サポートセンター※により建築主や建築事業者等を支援し、非住宅建築物の木造・木質化を促進
- 大径材の有効利用を図るため、横架材等への県産木材の利用を促進
- 漁業者や産地の事業者と連携し、県産水産物の魅力をPRし、消費者が生産現場を身近に感じる取組を推進



地産地消に関するイベント



花いっぱい県民運動



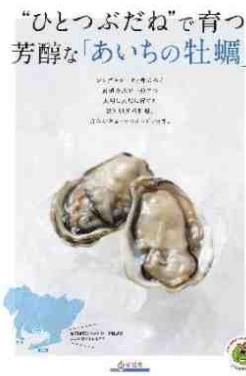
名古屋コーチンぐるめフェス



みかわ牛関係者による知事表敬訪問



木造・木質化した民間オフィス



シングルシード牡蠣のPR

(シングルシードとは、牡蠣を一個ずつバラバラの状態でバスケットのなかに入れ育てる方法。波に近づけることで、身がしっかりとした牡蠣ができる。)

解

説

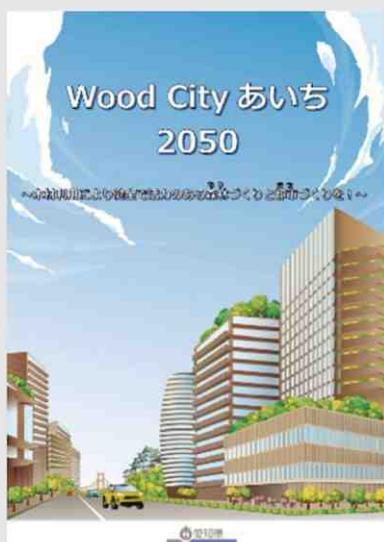
Wood City あいち 2050

本県では、SDGs やカーボンニュートラルへの貢献を背景とした木材利用の機運の高まりや、木材利用の促進を図る法律や条例が施行されたことを踏まえ、公共建築物だけでなく、民間建築物も含めた建築物全体に対して木材利用を広げていくこととし、木材利用に関する長期ビジョンとして、「Wood City あいち 2050」を策定しました。

「Wood City あいち 2050」では、2050 年に向けてめざす木材利用の姿を以下の 4 つとし、その達成に向けて解決すべき課題や重点的に取り組むべき施策の方向性をまとめています。

2050 年の愛知県がめざす木材利用の姿

- ①すべての県民が木材の良さを享受でき、積極的に森林と関わっていく社会
- ②民間企業が積極的に木材利用を進める社会
- ③森林の成長量に見合った県産木材が生産されている持続可能な社会
- ④木材に関わる事業者全体で効率的なサプライチェーンが確立されている社会



「Wood City あいち 2050」表紙



2050 年の木材利用のイメージ

◆ グローバルな需要の開拓

- 産地と連携し、海外の規制や市場のニーズ等に対応した農林水産物の輸出を促進
- 輸出志向事業者ネットワーク会員に対する商談会への出展支援等を通じて農林水産物などの輸出を促進
- 県産農林水産物を始め、食や景観等の農林水産業に関する地域資源を活用した効果的なプロモーション等により、観光や国際的なイベント等の機会で来県する外国人の需要の取り込みを促進



香港での県産農産物の販促プロモーション

(2) 食と緑の理解醸成

◆ 農林水産業を理解し身近に感じる活動の推進

- 生産から流通、消費に係る様々な情報発信やイベント、生産者と消費者の交流会、各種講座や出前授業、試験研究機関の取組紹介等により、農林水産業に対する理解を促進
- 生産者と消費者との結びつきの強化や県産農林水産物の消費拡大、環境負荷低減等に寄与する地産地消の情報発信等を強化
- 消費者が地域の農林水産物を知り、触れる機会の拡大に向けた取組を推進
- 「あいちの伝統野菜※」を活用し、県産野菜への理解を促進
- 普及啓発イベントや学校等での森林・林業や木材の魅力等を伝える「木育※」を推進
- 県植樹祭等のイベントを開催するとともに、緑化センター・植木センターで行う、緑化や緑化木に関する講座・展示等を通じて、緑の大切さについての理解を促進
- 生態系ネットワーク形成※の取組の一環として、森林・農地・漁場の持つ生物多様性※の保全機能についての理解を促進
- 援農※等の農業体験や林業体験、漁業体験等の機会の提供を促進



あいち花マルシェ



木に親しむ子どもたち（触ってみよう）

- 「食育のための農林漁業体験学習実践マニュアル」の活用等により小学校における農林漁業体験学習を促進
- イベントや学校等での花の体験教室の開催を支援



あいちの伝統野菜（愛知早生ふき）



あいちの伝統野菜（天狗なす）

◆ 幅広い世代に対する食育の推進

- デジタルコンテンツの活用等により、若者・中高年・高齢者等各世代の健全な食生活の実現に向けた大人の食育を推進
- 地域での食育を促進するための人材の育成を図るとともに、学校や団体等と食育推進ボランティア※の連携を強化
- 乳幼児期から青年期までの成長段階を見通した食育の体制づくりを推進
- 「愛知を食べる学校給食の日※」の取組等により学校給食における県産農林水産物の積極的な活用を推進
- 日本型食生活※や郷土料理等の地域の食文化に関して、Web等を活用し情報を発信するとともに、食文化に触れる機会を創出
- 食品ロスの削減等、環境に配慮した食生活の実践についての普及啓発を推進
- 漁業士等と連携し、県産水産物の魅力発信や魚食普及の取組等を推進



食育推進ボランティアによる
高校生向けの食育講座



漁業士等と連携した料理教室

◆ 食の安全・安心の確保

- 農薬管理指導士※の養成と農薬販売業者や使用者等への立入指導を実施
- 貝毒※の原因プランクトンの監視と貝毒検査を実施
- 食品製造施設等への HACCP※に沿った衛生管理の助言・指導
- 食の安全性を高めるための製造技術の研究と、研究成果の食品製造業者への普及や技術相談・指導を推進
- 輸入食品を含めて県内を流通する食品等の安全・安心を確保するための収去検査※を実施
- 食品関連事業者を対象とした食品表示の監視・指導や事業者と消費者を対象とした研修会開催により食品表示の適正化を推進
- 消費者に対する食の安全に関する知識の普及や食の安全・安心推進協議会の開催を通じて食の安全に関するリスクコミュニケーション※を推進
- 畜産物の薬剤残留を防ぐため、畜産農家と獣医師に対して薬剤の適正使用を指導
- 飼料の安全・安心を確保するための検査を実施

(3) 農山漁村の活性化

◆ 地域の資源や魅力を生かした取組の推進

- 都市農村交流の拠点として産地直売施設の情報発信を行うとともに、産地直売施設を活用した地元産農林水産物の販売力強化を支援
- 捕獲したイノシシやニホンジカ等の肉を「愛知産ジビエ※」として消費する取組を推進
- 農山漁村の魅力を SNS やイベント等を通じて発信するとともに、地域資源をフル活用した農泊や日帰り型によるグリーンツーリズム※等を支援し、都市と農山漁村の交流を促進
- 食や花をテーマとして、地域活性化と観光振興に向けた活動を行う地域を「食と花の街道※」として認定することにより、地域の魅力を広く情報発信
- 三河山間地域における着地型観光※や、道の駅等での観光情報の発信による観光客の受入を促進
- 森林公園や県民の森、緑化センター・昭和の森において、適切な施設整備の実施や民間を活用した取組等により施設の魅力を向上
- 森林サービス産業や森林クレジット等、森林の価値を生かした「森業」の取組を促進
- 豊かな自然や漁村ならではの地域資源の価値や魅力を生かした「海業」の取組を促進



産地直売施設



愛知産ジビエ（シカ）を使った料理

解**説****里業・森業・海業****[里業]**

里業とは、農村地域の多様な資源や魅力を生かして、地域の活性化や付加価値の創出をめざす取組のことです。農業に加えて、食文化や農泊、景観、伝統、地域の人との交流等を組み合わせた、地域づくりの新しい形です。

[森業]

森業とは、木材供給にとどまらない森林の価値を生かした取組のことで、健康・観光・教育等の様々な分野で森林空間を活用した体験サービス等を提供する「森林サービス産業」や、間伐など森林の適切な管理によるCO₂吸収量をクレジットとして国が認証する「森林クレジット」などがあります。

[海業]

海業とは、水産物販売施設や食堂の整備・運営など、海や漁村の地域資源の価値や魅力を生かし、多様なニーズに応えることにより、地域のにぎわいや所得と雇用を生み出すことが期待される取組のことです。



森林の中で遊ぶ人たち
(あいち海上の森センター)



キャンプ場
(愛知県民の森)

◆ 農山漁村地域のコミュニティ機能強化

- 地域を支える農家がやりがいを持って農業生産に取り組める地域づくりを推進
- 農業者や市町村等との連携により農業体験農園や市民農園※の開設を推進
- 愛知県都市農業振興計画※に基づき、市町村計画の作成支援等を通じて都市農業の振興を推進
- 中山間地域※の集落が共同取組活動を継続できる体制づくりを支援
- 愛知県棚田地域振興計画※に基づき、関係機関と連携して棚田を核とした棚田地域の振興を支援
- ふるさと・水と土指導員※を育成し、中山間地域における指導員を中心とした地域住民活動を支援
- 市町村への情報提供・助言を通じて特定地域づくり事業協同組合の活動を支援
- 「愛知県交流居住センター」等を中心とした都市住民と受入集落とのマッチングや仕事(なりわい)づくりへの支援等により、三河山間地域への移住・定住を促進

施策体系

4 安全で良好な暮らしを支える農山漁村地域づくり

施策の方向性

防災・減災対策やインフラマネジメント、生活環境の整備等を一体的に推進することで、安全で良好な暮らしを支える農山漁村地域づくりを推進します。

【主な取組】

- 農業用排水機場※や農業用ため池※、治山施設※等の整備のほか、ソフト対策を含めた防災・減災対策に取り組みます。
 - 農業水利施設や漁港、林道等の適切な整備・保全管理を進め、農林水産業と農山漁村地域の強靭化を推進します。
 - 農林道や集落排水施設等の生活インフラの整備、里山林※の保全、中山間地域等での遊休農地の発生防止などの取組支援を進め、定住促進と地域経済の維持を図ります。
 - 森林や農地等が有する多面的機能を発揮させるための間伐※の実施や地域の共同活動、住民等との協働・連携による保全活動を推進します。

< KPI >

項目	目標	現状値
農業用排水機場の整備箇所数	5年間で30箇所	4箇所／年※3
農業用ため池の整備箇所数	5年間で50箇所	14箇所／年※3
整備する農業水利施設の受益面積	5年間で5,000ha	1,504ha／年※3
治山施設の整備による防災・減災対策面積	5年間で2,000ha	402ha／年※3
森林の多面的機能を発揮させる間伐面積	毎年 3,000ha	2,141ha (2024年度)
地域住民等による農地・水路等の保全活動面積	毎年 30,000ha	33,660ha (2024年度)
企業やNPO等による森林の保全活動面積	毎年 230ha	249ha (2024年度)

※3 前計画期間（2021年度～）の年平均値

～・～

（1）防災・減災対策の推進

◆ ハード対策の推進

- 農業用排水機場の整備を推進
 - 農業用ため池の整備を推進
 - 農業用ため池の耐震診断を推進



農業用排水機場の整備



農業用ため池の整備

- 山地災害を予防し、荒廃山地を復旧する治山ダムや土留工等の治山施設の整備を推進
- 土石流や地すべり、がけ崩れ等の土砂災害を防止する施設の整備を推進
- 防風や飛砂防備、津波被害の軽減効果を発揮する海岸防災林の維持・造成を推進
- 間伐等の適切な森林整備を推進



治山施設の整備



海岸防災林の維持・造成



あいち森と緑づくり事業による道路沿いの間伐

- 洪水時の浸水被害防止のための河川整備を推進
- 耐震・耐津波機能を備えた漁港の整備を推進
- 海岸保全施設や河川堤防等の地震対策と高潮対策、津波対策を推進
- 農地海岸樋門※の遠隔操作化を推進
- 可搬式応急ポンプの更新整備を推進



漁港施設の地震・津波対策



海岸保全施設の耐震・高潮対策

◆ ソフト対策の推進

- 山地災害危険地マップ※の活用による危険箇所の周知
- 農林漁業経営体が業務継続に必要なBCPの策定を支援

(2) 持続可能なインフラマネジメントの推進

◆ ハード対策の推進

- 老朽化した農業水利施設の更新や長寿命化整備を推進
- 老朽化した治山施設と林道施設の長寿命化整備を推進
- 老朽化した漁港施設の長寿命化整備を推進



農業用排水路の整備



農業用水路の整備

◆ ソフト対策の推進

- 農業水利施設等を管理する土地改良区の管理体制強化等を支援
- ため池サポートセンター※を活用した農業用ため池の適正な管理・保全を促進
- 治山施設と林道施設の適正な管理・保全を推進
- 施設の整備・維持を担う地域建設業の維持に向けた取組を実施

解**説**

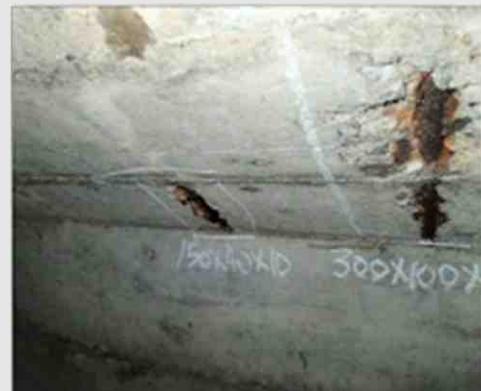
農業水利施設等のインフラマネジメント

農業水利施設を始めとする農業インフラは、高度経済成長期に積極的に整備され、いたるところで老朽化が進行していることから、適切な機能保全対策・インフラマネジメントの推進が一層重要となっています。農業インフラの中でも、特に管水路における突発事故の発生件数は、全国的に増加傾向にあります。

都市近郊農業が盛んな本県において、市街地の管水路が損壊した場合、農業だけでなく県民の生活に深刻な被害を及ぼすおそれがあります。

農業用の基幹的水路の延長が全国第3位、農地面積に対する密度が全国第1位である本県には、多くの農業インフラがあります。機能診断に基づく機能保全計画を策定し、劣化状況に応じた予防保全的な対応として補修や補強による長寿命化を図り、深刻な機能低下に対応するための更新整備を実施します。

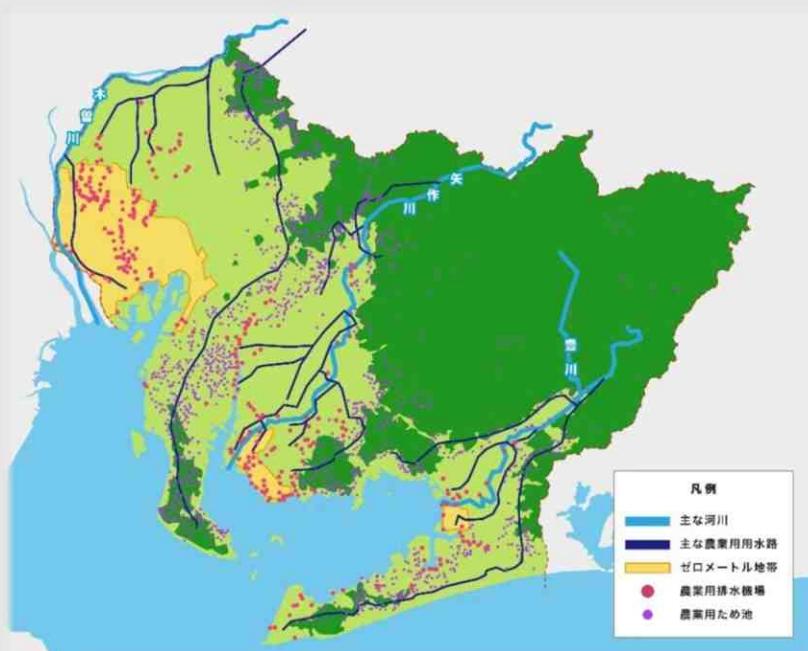
加えて、都市化の進展や高齢化に伴う集落機能の低下等により農業インフラの管理体制が脆弱化していることから、将来にわたり適正に維持管理されるよう、土地改良区の体制強化や維持管理の効率化を促進します。



水路の機能診断



排水ポンプの分解整備



(3) 地域の快適な環境の確保

◆ 生活環境の整備・保全

- 農山村地域の交通環境の維持・改善や災害時の緊急避難路としての役割を担う、農林道の整備・保全を推進
- 農業集落排水施設※の整備を促進

- 農業集落排水施設の機能診断を促進
- 農業水利施設の水辺空間を利活用した環境整備を推進
- 手入れが行き届かない里山林の整備・保全を支援
- 緑化に関する方針を定めた「あいちのみどり※」に基づき、緑を創出する取組を推進
- 森林病害虫の被害防止対策を推進
- 「あいち森と緑づくり事業計画」に基づき、森林・里山林・都市の緑の整備や環境活動等を推進
- 公益的機能を発揮させる上で特に重要な森林を保安林※に指定する等、森林の適切な保全・管理を推進
- 河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境と多様な河川景観の保全・創出を推進
- 漁業集落の生活環境や水域環境等の保全のため漁業集落排水施設※の整備を促進



県民参加による植樹活動

◆ 地域で取り組む保全活動の推進

- 中山間地域等直接支払制度等の活用により条件不利地域において遊休農地の発生を防止するなど、農業生産活動等の継続的な実施を支援
- 企業やNPO、地域住民、小中学校等との協働・連携による森林の保全を推進
- 愛知万博の理念を継承する「海上の森」において、県民参加による森林・里山林の保全・活用を促進するとともに、その活動を担う人材を育成
- 多面的機能支払制度により地域住民等による農地や農業水利施設等の保全管理活動を支援
- 河川の清掃活動等の支援や啓発を促進



地域住民等による農地や水路等の保全活動



河川の清掃活動

施策体系

5 環境と調和のとれた持続的な農林水産業の実現**施策の方向性**

農林水産業の生産活動に伴う環境への負荷を一層低減するとともに、気候変動への適応や、地域資源の循環利用等を推進しながら、生産活動を安定的に継続できる体制を構築し、環境と調和のとれた持続的な農林水産業を実現します。

【主な取組】

- 省エネルギー技術の導入や化学肥料・化学農薬の使用低減、有機農業※の推進、牛のげっぷに含まれるメタンの削減等、環境負荷低減に向けた取組を進めます。
- 気候変動に適応した技術・品種の開発や高温対策設備の導入、干潟・浅場の造成や海域の栄養塩※管理等を通じて、生産力の強化・回復に取り組みます。
- 堆肥の広域流通による耕畜連携や主伐・再造林等による循環型林業の推進、カーボンクレジット※の取組支援等により、地域資源の循環利用を促進し、経営の安定化と資源保全を図ります。

<KPI>

項目	目標	現状値
県の研究機関における 環境関連の研究成果数※ ⁴	5年間で 農業 20件	—
	林業 11件	—
	水産業 10件	—
環境負荷低減に取り組む生産者数	1,200人増	210人(2024年)
主伐・再造林面積	100ha	37ha(2024年)
干潟・浅場の造成面積	5年間で 50ha	9ha／年※ ³

※3 前計画期間（2021年度～）の年平均値

※4 施策体系2のKPIの内数

～・～・～・～・～・～・～・～・具体的な施策・～・～・～・～・～・～**(1) 環境負荷低減の推進****◆ 環境に配慮した取組の推進**

- 農作物の施肥基準や総合防除技術等を踏まえた化学肥料や化学農薬などの適正使用を推進
- 環境への配慮と生産性向上を実現する技術の開発・普及
- 環境負荷低減事業活動実施計画の認定※を推進
- 環境保全型農業※直接支払制度を活用した地球温暖化防止や生物多様性保全の取組を促進

- 有機農業推進計画に基づき、地域関係者の連携や理解の促進、先進事例の横展開等を推進
- 農業生産に由来する使用済みプラスチックの組織的回収と適正処理、排出抑制を推進
- 食品ロスの削減等、環境に配慮した食生活の実践についての普及啓発を推進（再掲）

解**説**

総合防除技術

農薬のみに頼らず、農作物の病害虫や雑草に有効な様々な技術を組合せて行う防除技術のことです。この取組により、農薬使用の最適化、生産者及び環境への負荷軽減に繋がり、持続可能な農業に寄与します。

本県では、国事業を活用するなど、各産地で総合防除技術に関する実証に取り組んでいます。

普及事例：天敵昆虫（タバコカスミカメ）を活用した施設ナスの害虫防除



アザミウマ類の侵入を抑制する赤色ネット



天敵昆虫（タバコカスミカメ）

◆ 資源を循環利用する持続可能な農林水産業の推進

- 家畜排せつ物の適正管理を指導するとともに、高品質堆肥生産施設の整備を支援
- 堆肥を利用した土づくりや堆肥の広域流通、畜産農家と耕種農家のマッチングを推進
- 食品循環資源の飼料としての利用実態を調査するとともに普及を推進
- 森林資源を持続的に活用していくため、「伐る・使う→植える→育てる」循環型林業を推進
- 主伐・再造林の推進により次世代の森林を育成
- 都市部を中心とした県産木材の利用拡大により、充実した森林資源の循環利用を促進
- 漁獲可能量制度に基づいた資源管理型漁業を推進

解

説

循環型林業

本県では、戦後に植えられたスギ・ヒノキの人工林が成長し、木材として利用できる時期に達している面積が8割を超えており、約3,600万m³の豊富な資源が存在します。

この充実した森林資源を持続的に活用するため、「伐る・使う→植える→育てる」循環型林業の推進に取り組んでいます。利用期を迎えた森林資源を「伐って」「使う」ことで有効に活用するとともに、「植えて」「育てる」ことで次世代へと森林をしっかりと引き継いでいくことが重要です。

循環型林業をさらに加速させるため、スマート林業等の取組により特に主伐（伐る）・再造林（植える）を進めていきます。

また、樹木には二酸化炭素を吸収・貯蔵する働きがあり、成長が旺盛な若い樹木は二酸化炭素をよく吸収することや、森林から搬出された木材を建築物等に利用することにより、炭素を長期的に貯蔵することから、循環型林業を推進することはSDGsの達成やカーボンニュートラルの実現に寄与します。

さらに、森林の整備が促進され、雨水を貯留したり洪水を緩和する水源涵養機能や土砂の崩壊を防ぐ山地災害防止機能といった森林の持つ公益的機能が発揮されます。



◆ 温室効果ガスの排出量削減

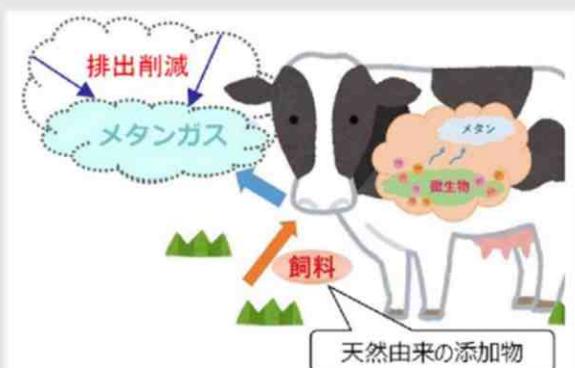
- 施設園芸の省エネルギー化を推進
- 農業水利施設を利用した再生可能エネルギーの設備導入等を推進
- 牛のげっぷ（消化管内発酵）由来メタン排出を抑制する飼料を開発・普及
- 農林漁業者等が実施するカーボンクレジットの取組を促進

解**説**

牛のげっぷ（消化管内発酵）由来メタン排出を抑制する飼料の開発・普及

2021年5月に農林水産省が策定した「みどりの食料システム戦略」において、温室効果ガスの排出削減に向けた取組の一つとして「牛のげっぷから排出されるメタンの削減」が位置付けられたことを踏まえ、近年、国内外で牛のげっぷ中のメタンを削減する飼料（メタン削減飼料）の研究が活発化しています。

このような中、全国有数の酪農県である本県において、実態調査や先進地調査等により本県畜産業のメタン排出削減に関する現状を把握するとともに、畜産関係者の環境意識の醸成を図り、環境と調和した持続的な畜産業への発展に向けて、本県独自のメタン削減飼料の開発と普及を目指しています。



（2）環境変化への対応

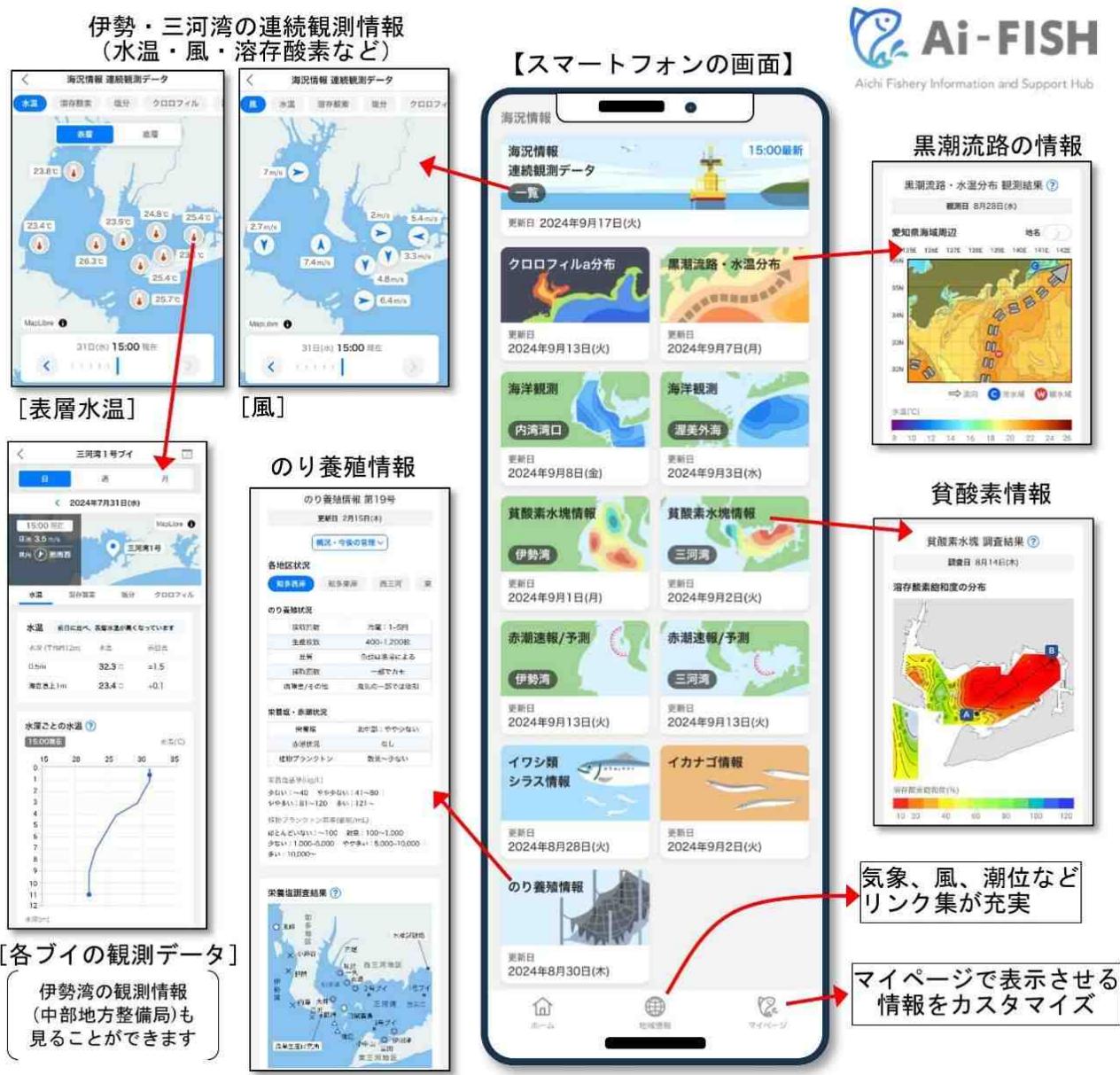
◆ 気候変動に適応した技術等開発と対策強化

- 気候変動や環境に適応・配慮した持続的な農業技術や品種を開発・普及
- 農業生産施設や畜舎等の高温対策設備の導入を支援
- 新たな病害虫に対応した防除技術を開発・普及
- 病害虫の発生情報を発信



耐暑性に優れる夏秋スプレーギク
(左から、スプレーアイチ夏2号、3号、4号)

- 漁場環境の変化に対応した水産資源の評価・管理技術の開発を推進
 - 漁場環境のモニタリングとICT技術を活用した海況情報の発信
 - 海域の貧栄養化の影響評価と対策技術の開発を推進
 - 水温上昇等に対応した藻場回復技術の開発とのりの品種改良を推進
 - 河川の生産力に応じた漁場利用技術等を実用化



(3) 持続可能な生産環境の創出

◆ 生産環境の整備

- 水質浄化や幼稚魚の保育機能等を有する干潟・浅場と魚礁漁場の総合的な整備を推進
 - 漁業者による適正かつ有効な漁場利用を促進
 - 海域の適切な栄養塩の管理に関する検討を進め、漁業生産力回復維持に向けた取組を推進
 - 漁業者等が行う漁場の保全活動を支援

解**説**

水質の保全と『豊かな海』の両立に向けた取組

伊勢湾（三河湾を含む）では、長年の排水規制により海域の栄養塩（窒素、リン）が不足し、のりの色落ちやアサリの不漁が大きな問題となっています。愛知県では漁業者の要望を踏まえ、2022年度から矢作川浄化センター（西尾市）と豊川浄化センター（豊橋市）において、放流水中の窒素とリンの濃度規制を緩和する「水質の保全と『豊かな海』の両立に向けた社会実験」を実施しました。

この社会実験の結果は、学識経験者や漁業者、国、県及び市町が参画する「愛知県栄養塩管理検討会議」で検証し、環境への悪影響はなく、漁業に良い効果があったと確認されました。また同会議は報告書「漁業生産に必要な望ましい栄養塩管理のあり方」をとりまとめ、漁業生産に必要な海域の栄養塩濃度や、その実現のために必要な方策を提示しました。

現在、これらの成果は、国による水質環境基準や総量削減制度の見直しなど、栄養塩管理のための新たな制度設計へつながっています。

全窒素	0.04mg/L以上
全リン	0.4mg/L以上

漁業生産に必要な栄養塩濃度



栄養塩の不足によるのりの「色落ち」
(左：良質のり、右：色落ちしたのり)



第4章 地域重点取組

基本計画の着実な推進を図るため、各地域において、それぞれの地域特性に応じた重点取組事項を定めました。ここでは、各地域の特徴を踏まえた主な取組と取組目標を掲載しています。

① 尾張地域

名古屋市、一宮市、瀬戸市、春日井市、犬山市、江南市、小牧市、稻沢市、尾張旭市、岩倉市、豊明市、日進市、清須市、北名古屋市、長久手市、東郷町、豊山町、大口町、扶桑町

② 海部地域

津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村

③ 知多地域

半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町

⑤ 豊田加茂地域

豊田市、みよし市



④ 西三河地域

岡崎市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、幸田町

⑦ 東三河地域

豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市

① 尾張地域



尾張地域は、県内の約6割の人口を抱える大消費地であるとともに、木曽川や庄内川等によってたらされた肥沃な土壌を生かして古くから米や野菜等の栽培が盛んな地域です。都市化が進んでいますが、都市近郊の産地としての特性を生かし、野菜や果樹、花き、緑化木など多種多様な品目が生産・消費・販売されており、養鶏等の畜産業やあゆ養殖等の水産業も行われています。また、管内の森林は、面積は少ないものの、都市近郊の生活環境保全のための貴重な役割を果たしています。

こうした地域の特色を生かし、生産者と住民と一緒に、地産地消や食育等の活動を通じて農林水産業の魅力や重要性の理解を育み、持続可能で魅力ある地域づくりをめざします。

<主な取組>

1 農林水産業の未来を担う人材の確保・育成

- 就農希望者に対する相談対応や就農計画等の作成、資金の借入や補助事業の活用、市町や農業協同組合の生産部会、農業者等の認定研修機関における研修受入支援等を行います。
- 新規就農者に対しては、関係機関と連携した伴走支援や集合研修の開催、組織活動等により、早期の経営安定と地域農業の担い手としての定着促進を図ります。
- 多様な人材が地域農業を支援する仕組みづくりを進めるため、小牧市、春日井市、犬山市におけるモモ栽培での都市住民による援農や、地域の農業法人が障害福祉サービス事業所と実施する農福連携等の取組の進展を図ります。

【特徴的な取組】

一宮市、稻沢市、JA 愛知西では、「はつらつ農業塾」を2008年に開校しました。家庭菜園希望者向けの「生きがい農業コース」と専業希望者向けの「担い手育成コース」を設け、新たな農業の担い手を育成しています。
今後も、関係市町村・団体と連携して担い手の育成を図っていきます。

2 生産力の高い農林水産業の実現

- 市町や関係団体と連携して、産地戦略の策定・見直しを行い、生産力の向上や作業の省力化に資する機器の導入等、産地戦略の実現に向けた取組を支援します。
- 関係団体が運営する共同利用施設の効率的な運用を図るため、再編集約・合理化に向けた事業活用や地域の合意形成の支援等を行います。
- 都市化が進む中で農地利用の効率化を図るため、各地域の実情を踏まえつつ、農地中間管理事業の活用による担い手への農地の集積・集約を進めます。
- 大規模経営体や農協出資法人等の主要な担い手を中心に、分断された小規模農地等においても省力化・低コスト化に資するスマート農業技術の導入等を図ります。

3 農林水産物の需要拡大と農山漁村の魅力発信

- 消費地に近接した地域性を活かし、消費者ニーズを踏まえた新たな品目の生産や、地域資源を活用した6次産業化・特産品のブランド化を支援します。
- 農林水産業を理解し身近に感じてもらうため、SNSを適切に活用して都市近郊の農林水産物や地産地消の取組を効果的に発信します。

- 市町や小中学校、地域団体等と連携し、出前授業や農林漁業体験、食育・木育の活動等の取組により、農林水産業の魅力や重要性の理解を促進します。
- 木材需要の拡大を図るため、県産木材を活用した都市部の施設の木造化・木質化を推進します。

【特徴的な取組】

六次産業化・地産地消法に基づき、2024年度には、独自の平飼技術により生産した卵と親鶏肉を主食材として使用する稻沢市の農家レストランの支援を行いました。また、地域の生産者が育成したモモ新品種「こまきゴールド」のブランド化に取り組んでいます。

今後も、6次産業化や特産品のブランド化の取組を支援していきます。



農家レストランのランチ
(自社生産の卵と親鶏肉を活用)

「こまきゴールド」の厳選品
「極」

4 安全で良好な暮らしを支える農山漁村地域づくり

- 農業用排水機場や農業用ため池等の耐震性能や排水機能を高めることにより、防災・減災対策を推進します。
- 老朽化した農業水利施設の適切な管理、効率的な保全を行うため、順次、点検、補修・補強、更新による施設整備を行います。
- 市町や地域の団体と連携し、遊休農地の発生防止や農地の多面的機能を發揮させるための取組を推進します。
- 里山が利用されなくなることによる荒廃を防ぐため、地域住民やNPO等が主体となって行う里山林の整備・活用の取組を支援します。
- 山地災害から人命・人家等を守るため、治山施設の整備・機能強化を実施します。

5 環境と調和のとれた持続的な農林水産業の実現

- モデルケースとなる地域の農業者の取組紹介等を通して、有機農業などの環境と調和のとれた農業の横展開を図ります。あわせて、環境負荷低減事業活動実施計画の認定に向けた取組を支援します。
- 気候変動に適応した県開発の水稻「あいちのこころ」などの高温耐性品種や、遮光、遮熱に関する新技術・資材等の導入により、産地の生産力の安定と向上を図ります。

【特徴的な取組】

名古屋市は、食農教育の一環として、地元の土地改良区やJAなごやなどで構成する南陽町有機米栽培協議会を設立して有機米の栽培に取り組み、令和6年度には、初めて名古屋市内の全ての小学校の学校給食に有機米を提供しました。（約11t）

今後も、このような有機農業の取組を支援していきます。



名古屋市内の有機米栽培ほ場

<取組目標>

項目	目標
新規就農者の確保数	5年間で160人
産地の生産力の維持・強化に向けた施設等導入の取組実施数	5年間で30件
農林水産業に関わるイベント等の参加者数	5年間で15,500人
農業用排水機場の整備箇所数	5年間で6箇所
農業用ため池の整備箇所数	5年間で14箇所
整備する農業水利施設の受益面積	5年間で1,742ha
治山施設の整備による防災・減災対策面積	5年間で135ha
環境負荷低減に取り組む生産者数	5年間で40人増

② 海部地域



海部地域は、木曽川のデルタ地帯に位置し、肥沃な沖積地と干拓地からなるゼロメートル地帯が広がっています。この地形を生かし、水田率が県内で最も高く、水稻やレンコンなど水田を活用した農業が盛んで、名古屋市近郊の立地を生かした多様な施設・露地野菜や鉢花の生産、都市近郊型畜産も展開され、水産関係では江戸時代から続く金魚養殖が伝統産業として知られています。また、ゼロメートル地帯のため、排水の大半を機械排水に依存しており、農業用排水機場は、農業生産のみでなく暮らしを守る重要な役割を担っています。

こうした地域の特色を生かし、地域の関係者と連携した担い手支援や生産基盤の整備、消費者への理解促進等を通じて、持続可能な農林水産業の実現と魅力ある地域づくりをめざします。

<主な取組>

1 農林水産業の未来を担う人材の確保・育成

- 農業協同組合の研修受入組織を始め、関係機関との情報共有と連携を強化し、就農希望者に対する相談や研修計画・就農計画、資金・事業の活用等の支援を行います。
- 新規就農者に対しては、関係機関と連携した伴走支援や集合研修の開催、組織活動等により、早期の経営安定と定着促進を図ります。

【特徴的な取組】

JA あいち海部のあまいチゴ組合が立ち上げた研修機関「いちご道場」では、2024年から一期生が就農して農業経営を開始しました。県は農業協同組合や市と連携したサポートチームの構成員として、技術や経営の指導にあたっています。



育苗の状況を確認する一期生

2 生産力の高い農林水産業の実現

- 産地戦略の実現に向けて、地域の担い手や関係者と連携し、省力化と生産性向上に資するスマート農業機器等の導入を図るとともに、施設園芸の産地を維持するための栽培技術の改善等を支援します。
- 農業協同組合が運営する共同利用施設について、施設の効率的な運用を図り、生産物の品質向上や栽培面積の拡大につなげるため、施設の再編集約・合理化に向けた地域の合意形成や事業活用支援等を行います。
- 低湿地帯の土地柄を生かしたレンコンや花ハス、カラー、花しょうぶ等、特色ある特産品が生産されており、産地の維持・拡大に向けた栽培技術の改善や出荷体系の見直し、労働力確保のための作業体系の平準化等、地域独自の取組を支援します。
- 農業委員会や関係機関と連携し、農地中間管理事業等の活用により、担い手への農地の集積・集約を進めます。

【特徴的な取組】

レンコン栽培においてドローンを活用した害虫防除や肥料散布等を実施して、作業の省力化を進めています。

また、あいち型産地パワーアップ事業を活用して、水掘ポンプや自走式草刈機等の機械を導入し、品質向上や作業の効率化を図っています。



ドローンによるレンコンへの肥料散布

3 農林水産物の需要拡大と農山漁村の魅力発信

- レンコンを中心とする地域ならではの特産品の生産安定とあわせて、販売力強化のためのPRや輸出も含めた販路拡大の取組などを支援し、産地の競争力向上を図ります。
- 地域の品評会や即売会、イベント等でのPR活動などを支援し、地元の農林水産物の理解促進と消費拡大を図ります。
- 市町村や学校、団体と連携した出前授業・学習会や農林漁業体験、花の体験教室、食育・木育の活動などの取組により、食や農林水産業の魅力と重要性の理解を促進し、正しい知識の普及を図ります。

4 安全で良好な暮らしを支える農山漁村地域づくり

- 施設の老朽化や気候変動に伴う能力不足が顕著となっている農業用排水機場や用排水施設の更新・改修を行い、農業の生産基盤を維持するとともに、大雨や大規模地震等による災害を未然に防止し、地域の安全で安心な暮らしを守ります。

【特徴的な取組】

老朽化等により低下した排水機能を強化するとともに、施設の耐震化を図るため、農業用排水機場の更新整備を行っています。



更新整備が完了した農業用排水機場

5 環境と調和のとれた持続的な農林水産業の実現

- 気候変動の影響による病害虫発生や高温障害による収量・品質低下に対応するため、気候変動に適応した品種や技術の導入を推進します。
- 環境負荷低減事業活動実施計画の認定に向けた取組を支援し、環境に配慮した農業の取組拡大を推進します。
- 飼料用米の生産技術向上を支援し、耕畜連携の取組を推進します。

<取組目標>

項目	目標
新規就農者の確保数	5年間で60人
共同利用施設の再編等整備	5年間で1件
スマート農業機器等の省力化技術の導入	5年間で10件
いいともあいち運動の普及啓発	5年間で40回
農林水産業に関わるイベント等の開催等	毎年12回
農業用排水機場の整備箇所数	5年間で5箇所
整備する農業水利施設の受益面積	5年間で1,695ha
環境保全型農業直接支払交付金事業取組面積	8,000a
気候変動対策技術等の導入	5年間で5件

③ 知多地域



知多地域は、名古屋市の南に位置し、温暖な気候と丘陵地が広がる半島地域です。愛知用水により水資源が安定し、都市近郊の立地を生かした野菜や果樹、花きなど多様な品目が生産されており、特にキャベツ、たまねぎ、ふき、ぶどう、いちじく、みかん、洋ラン、観葉植物の生産が盛んです。畜産業では、養鶏、養豚、養牛（乳牛及び肉用牛）が盛んで、都市近郊型の畜産経営が行われています。管内の森林では、治山施設の整備が進められ、地域の防災力向上と自然環境の保全に寄与しています。漁業は伊勢湾・三河湾、さらには渥美外海を主な漁場とし、県内の漁業者の半数以上がこの地域に集中しています。

こうした地域特性を生かし、生産基盤の強化や水産資源の安定化等により、生産力の向上と経営の強化を図ります。また、6次産業化や消費者との交流等の取組を推進することで、地域の農林水産業の魅力を高め、知多地域の持続的な発展をめざします。

<主な取組>

1 農林水産業の未来を担う人材の確保・育成

- 農業、漁業の人材確保に向けて、市町や関係団体と連携し、就業希望者に対する各種制度の情報提供や研修計画・就業計画の作成、技術習得、設備導入等を支援します。
- 新規就農者や地域農業を支える農業者に対して、重点的な技術指導を行うとともに、各種研修の開催等により経営管理能力の向上を支援します。
- 漁業就業者を地域でサポートできる漁村リーダーの育成に向けて、研修会への参加及び学習・交流を支援します。
- 漁業経営の所得向上と安定化に向けて、カキ等の新しい養殖業の導入を支援します。

2 生産力の高い農林水産業の実現

- 補助事業の活用等により、スマート農業関連施設・機器等の整備や畜舎・堆肥施設の整備、地域の共同利用施設（農業協同組合・漁業協同組合等）の再編集約・合理化等を支援します。
- 効率的な営農を行うため、農地や農業用用排水施設の整備・保全を行います。
- 畜産経営の安定化に向けて、耕畜連携による飼料用作物の生産・利用拡大を支援します。
- 有用な水産資源の維持・増大を図るために、クルマエビやトラフグ等の種苗放流を行います。

3 農林水産物の需要拡大と農山漁村の魅力発信

- 農業者等に対して六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の作成支援、補助事業の活用による直売施設や加工施設、農家レストラン等の施設整備を支援します。
- 漁業・水産物に対する理解促進を図るため、漁業者と連携し、地域の小学校等における出前授業と料理教室を実施します。
- 食育推進ボランティアに対して、食に関する知識の向上や交流の場を提供します。
- イベントを通して、県民に農業・農村地域における多面的機能や森林・木材の魅力、地産地消など様々な情報を発信し、本地域の農林水産業に対する理解を深めます。

【特徴的な取組】

知多地域は自ら生産した農産物を加工し、販売することを希望する生産者や農業法人が増加しており、六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の認定を受ける生産者等が特に多くなっています。

補助事業の活用のため、事業計画作成の早い段階から生産者等に寄り添い、支援しています。



豚肉・豚肉加工品販売施設
「とんごとん」

4 安全で良好な暮らしを支える農山漁村地域づくり

- 地震や豪雨による農業用ため池の損壊を防止するため、耐震対策・豪雨対策を行います。
- 災害防止機能など森林の持つ公益的機能の維持向上を図るため、土留工等の治山施設や保安林の整備を行います。

5 環境と調和のとれた持続的な農林水産業の実現

- 有機農業者や消費者、流通業者、農業協同組合・市町等の地域関係者との連携を強化し、有機農産物の理解促進を図るとともに、省力的な除草技術等の実証・普及などにより、有機農業の取組を推進します。併せて、環境負荷低減事業活動実施計画の認定に向けた取組を支援し、環境に配慮した農業の取組を推進します。
- 耕種農家が使用する化学肥料の削減等のため、地域資源の家畜ふん堆肥の利用を促進し、環境負荷低減を図ります。
- 気候変動の影響による病害虫発生や高温障害による収量・品質低下に対応するため、高温耐性品種や高温対策技術の導入等を推進します。

【特徴的な取組】

大府市、南知多町、美浜町及び武豊町ではオーガニックビレッジ宣言を行い、有機農業を推進しています。有機農業を拡大するため、みどりの食料システム戦略推進交付金等を活用して有機農業実施計画を作成し、学校給食での利用拡大や需要者への理解促進、ブランド化、資材・機械の実証等に取り組みました。



大府市での
オーガニックビレッジ宣言式

<取組目標>

項目	目標
新規就農者の確保数	5年間で140人
産地ごとの収益性の向上のための施設整備・機械導入	5年間で16件
有用水産種苗の放流	5年間で73,800千尾(個)
農林水産業に関わるイベント等の参加人数	5年間で3,200人
農業用ため池の整備箇所数	5年間で18箇所
治山施設の整備による防災・減災対策面積	5年間で80ha
環境負荷低減に取り組む認定件数	5年間で250件

④ 西三河地域



西三河地域は、愛知県のほぼ中央に位置し、温暖な気候と交通の利便性に恵まれ、矢作川水系の豊かな水資源を生かして、米・麦・大豆の水田作に加え、野菜や果樹、花き、茶の栽培、畜産が盛んです。特に、抹茶の原料となるてん茶やいちじく、カーネーションは地域を代表する品目です。旧額田町では人工林を生かした林業が展開され、優良な県産木材の供給地としての役割を担っています。水産業では、貝類やのり等の沿岸漁業に加え、全国屈指の生産をあげているうなぎ養殖が盛んです。

こうした地域の特性を生かし、農林水産業を支える人材の確保とともに、農地や森林施設の集約化、スマート技術や高性能機械の活用、生産基盤の整備などを推進し、生産力の強化と持続可能で魅力ある産地づくりをめざします。

<主な取組>

1 農林水産業の未来を担う人材の確保・育成

- 品目や目的に応じた農業塾等の受入体制について、関係機関との連携を強化し、支援体制の改善を図ります。
- 就農希望者に対して、研修期間中は技術習得や就農計画の作成等の支援を行い、就農後は、早期の経営安定に向けた伴走支援により、計画的な就農と地域への定着を促進します。
- 愛知県林業労働力確保支援センターや地域の森林組合、大学等と連携し、林業の魅力発信や就業相談、研修実施等の就業支援を行います。また、経営コンサルタントの支援による林業経営体の職場環境の改善等に取り組み、若い人材の就業・定着を促進します。
- 渔業就業に興味を持つ方に漁業就業の魅力や実情を体験することができる漁業体験研修を開催するとともに、水産試験場内にある漁業就業者確保育成センターへ情報をつなぎ、漁業における求人と求職のマッチングを行います。

【特徴的な取組】

JA あいち三河では、2019 年度に「いちご塾」を開講し新規就農を地域でサポートする体制を構築しています。特に、新規就農者のハウスは、補助事業を活用する等して、初期投資の軽減を図っています。



イチゴ親株の状態を確認する研修生

2 生産力の高い農林水産業の実現

- 地域の関係者と連携して産地戦略の策定・見直しを行い、生産力の向上や作業の省力化に資するスマート機器の導入、栽培施設の整備等、産地戦略の実現に向けた取組を支援します。
- 農地の生産性の向上のための基盤整備（大区画化、パイプライン化等）や農地中間管理事業等の活用により、担い手へ農地の集積・集約を進めます。
- 生産性や収益力を向上するため、老朽化した集出荷施設や乾燥調製施設等の共同利用施設の再編集約・合理化に向けて、事業の活用や地域の合意形成を支援します。

- 森林施業の集約化や高性能林業機械の活用を促進し、林業経営体の経営基盤の強化を進めます。
- 森林経営管理制度を活用し、市町や林業経営体と連携のもと、適切な森林の経営管理を進めます。
- 持続可能な水産業の実現に向けて、漁場造成や栽培漁業の拡充、新しい増養殖技術の導入を推進します。

3 農林水産物の需要拡大と農山漁村の魅力発信

- 地域の小中学校等における出前授業や農林漁業体験への支援、食育・木育の活動等の取組により、食や農林水産業の魅力や重要性に対する理解を促進し、正しい知識の普及を図ります。
- 抹茶やウナギなどの地域特産品のブランド力向上に向けた取組を推進し、県内外に対する産地の知名度向上と需要拡大を図ります。

4 安全で良好な暮らしを支える農山漁村地域づくり

- 気候変動に伴う自然災害のリスクが増大しているため、生産と暮らしの両方を支える農業用排水機場や農業用ため池の計画的な更新・改修や耐震化等の整備を進めます。また地域住民等による農地・水路などの保全活動への支援を行います。
- 山地災害から人命・人家等を守るため、治山施設の整備・機能強化を進めます。

5 環境と調和のとれた持続的な農林水産業の実現

- 気候変動の影響による病害虫発生や高温障害による収量・品質低下に対応するため、気候変動に適応した品種や技術の導入を推進します。
- 地域で環境保全型農業や有機農業に取り組む動きが始まっており、事例の共有や技術の支援、地域内での消費促進などにより、環境に配慮した農業の取組を推進します。
- 林業研究グループによる成長の早い樹木の植栽やその後の管理等を支援し、次世代樹種の普及を推進します。

【特徴的な取組】

岡崎市では、2024年3月26日にオーガニックビレッジ宣言を行い、その実現に向けて新規参入者を支援するために「おかざき有機農業塾」を開講しています。



有機栽培ほ場で
講師の説明を受ける塾生

<取組目標>

項目	目標
新規就農者の確保数	5年間で190人
漁業体験研修	毎年2回
施設整備、機械導入、資材導入数	5年間で3产地
木材生産量	20,000 m ³
干潟・浅場及び貝類増殖場造成箇所数	5年間で10箇所以上
漁業者による有用海産種苗の放流	毎年7種類以上
農林水産業に関するイベントの開催数	毎年20回
農業用排水機場の整備箇所数	5年間で9箇所
農業用ため池の整備箇所数	5年間で7箇所
治山施設の整備による防災・減災対策面積	5年間で220ha
環境負荷低減に取り組む生産者数	5年間で60人増

⑤ 豊田加茂地域



豊田加茂地域は、愛知県のほぼ中央の平坦部から北東の中山間地域にかけて位置し、中央部を北東から南西に矢作川が流れています。平坦部では、大規模経営体による米・麦・大豆を始め、すいか、はくさい、もも、なし、鉢物など様々な農作物が生産されています。一方、中山間地域では、古くからスギやヒノキの造林が行われ県内有数の林業地帯を形成するとともに、特別栽培米やジネンジョ、小菊、しいたけ等が特産品となっています。また、茶栽培や畜産業、矢作川等ではあゆを主体とした内水面漁業が行われています。

こうした地域の特色を生かして、生産基盤の維持と地域の活性化に向けた取組により、魅力ある農山漁村地域づくりをめざします。

<主な取組>

1 農林水産業の未来を担う人材の確保・育成

- 生産者・市・農業協同組合と連携し、新規就農者の受入体制を強化し、就農相談や研修受入、就農計画作成、資金・事業の活用等を支援します。
- 新規就農者に対しては、関係機関と連携した伴走支援や集合研修の開催、組織活動等により、早期の経営安定と定着促進を図ります。
- 林業経営体や関係団体等と連携し、就業ガイダンス等を活用した林業の魅力発信や就業相談などを支援します。

【特徴的な取組】

生産者・豊田市・みよし市・JA あいち豊田・研修機関と連携した「新規就農者受入システム連携会議」の取組として、各品目の JA 生産部会ごとの新規就農者受入方針、営農モデル、研修モデルを作成・共有し、就農相談、研修受入、定着促進に活用する体制づくりを行っています。



新規就農説明会

2 生産力の高い農林水産業の実現

- 水田作物の生産安定を図るため、地域に適した品種の導入や生育診断情報の活用、スマート農業技術の導入等を進めます。
- 老朽化が進んでいる共同利用施設について、施設の再編集約・合理化に向けた地域の合意形成や事業活用等を支援します。
- 経験年数の浅い生産者の技術向上を支援するとともに、産地での新品種導入や病害虫対策等の取組により、生産力の向上を図ります。
- スマート林業技術の導入等により、林業の ICT 化を図り、木材生産の効率化を進めます。
- 老朽化した農業水利施設等を整備し、生産力の向上を図ります。

3 農林水産物の需要拡大と農山漁村の魅力発信

- ジネンジョや小菊等の地域特産品の生産安定や高付加価値化を支援し、産地の活力向上を図ります。
- 市や団体等と連携した農林水産関係のイベント、食と花の街道を始めとする地域資源を活用した取組等により、都市農村交流と農林水産業に対する消費者の理解醸成を促進します。

第4章 地域重点取組 豊田加茂地域

- 市や学校、団体と連携した出前授業や農林漁業体験、食育・木育の活動等の取組により、農林水産業の魅力と重要性の理解を促進します。
- エリートツリーの展示林やセンダンの試験植栽地を活用し、これらの成長の早い樹木の特性や利点をPRする取組を推進します。
- 高齢化や担い手不足、鳥獣被害による営農意欲の低下、荒廃農地の拡大といった中山間地域の課題に対して、集落住民が中心となって農業を守る集落営農組織を育成し、活力ある地域づくりを支援します。
- 鳥獣被害対策では、環境整備・侵入防止・捕獲の3本柱を組み合わせた集落ぐるみの取組を推進します。

【特徴的な取組】

集落営農の取組を推進した結果、2025年までに20の集落営農組織等が設立され、集落の実状に応じた活動を展開しています。豊田市大野瀬町梨野地区では県と連携して「鳥獣被害対策モデルケース育成事業」の活用や集落全体を囲う柵の点検・管理、開口部での侵入数計測・分析、捕獲等、集落ぐるみの鳥獣害対策を行っています。



住民による鳥獣被害対策検討会

4 安全で良好な暮らしを支える農山漁村地域づくり

- 市街地を流下する枝下用水や農業用排水機場、排水路、ため池の耐震化等を行い、災害に強い基盤整備を行います。
- 治山施設の整備により山地災害に対する防災機能向上を図ります。

5 環境と調和のとれた持続的な農林水産業の実現

- 気候変動の影響による病害虫発生や高温障害による収量・品質低下に対応するため、気候変動に適応した品種や技術の導入を推進します。
- 地域の特性や作目に応じて、茶の第三者認証に向けた技術の確立・普及や、特別栽培米の生産安定の支援等、環境に配慮した農業の推進を図ります。
- 航空レーザ計測データ等を活用し、間伐や循環型林業等を推進します。

<取組目標>

項目	目標
新規就農者の確保数	5年間で80人
新技術及び優良品種・品目の導入件数	5年間で5件
木材生産量	63,000 m ³
農林水産業に関わるイベント等の開催件数	毎年5件
鳥獣被害対策モデル組合数	5年間で3組合
農業用ため池の整備箇所数	5年間で6箇所
整備する農業水利施設の受益面積	5年間で180ha
治山施設の整備による防災・減災対策面積	5年間で600ha
多面的機能を發揮させる間伐面積	毎年850ha
環境負荷低減技術の導入件数	5年間で3件

⑥ 新城設楽地域



新城設楽地域は、愛知県北東部の中山間地域に位置し、地域の約9割を森林が占める等、豊かな森林と清流に恵まれた自然環境が広がっています。スギ・ヒノキを中心とした森林資源が形成され、古くから林業が盛んな地域で、省力化や低コスト化と併せて持続可能な森林管理に向けた取組が進められています。

また農業では、中山間地の特性を生かして、稲作を中心に野菜、花き、茶、果樹、畜産など様々な農産物の生産が行われています。特に、夏秋トマトは県内唯一の産地として知られています。また、地域を流れる清流を生かした養殖業や、内水面漁業によるあゆ、あまご等の採捕も行われています。

こうした地域の特色を生かし、森林・農地・水資源の保全と活用を両立させながら、生産基盤の維持と地域資源の効果的な活用を図り、魅力ある農山漁村地域づくりをめざします。

<主な取組>

1 農林水産業の未来を担う人材の確保・育成

- 市町村や農業協同組合、森林組合等の関係機関と連携して、農林水産業や地域の魅力発信を行い、就業相談会や現地説明会の開催等を通して、新規就業者の確保と地域への定着促進を図ります。
- 林業従事者の安全作業技術に関する研修の開催や林業・木材製造業現場における安全管理徹底の働きかけ等、「林業・木材製造業労働災害ゼロ」に向けた取組を行います。また、経営コンサルタント等による支援を活用して、林業経営体の職場環境の改善等に取り組み、若い人材の就業・定着促進を図ります。

【特徴的な取組】

夏季冷涼な気候を活かした県内で唯一の夏秋トマト産地です。品種は、裂果・軟果が少ない品種「麗月」や、県と民間企業が共同開発した良食味品種「ルネッサンス」（あいさか2号）が栽培されています。

県では、関係機関とともに新規就農者の受入体制を整備し、就農相談から栽培技術研修、就農後の営農までを一体的に支援しています。



裂果・軟果が少ない
高品質トマト「麗月」

2 生産力の高い農林水産業の実現

- 地域や品目の実状に応じた技術指導や事業活用等を支援し、農業生産技術の改善やスマート農業の導入等を進めるとともに、農地や農業用排水路等の土地改良施設の整備・更新、区画整理を進めます。
- 農業協同組合の共同利用施設の再編集約・合理化に向けた事業の活用に向け、再編計画の作成や計画的な施設整備を支援します。
- 生産者の生産意欲の低下防止と生産の安定化に向け、鳥獣被害防止対策を支援します。
- 森林境界の明確化や森林所有者情報等の整理により、森林経営計画の策定や森林施業の集約化を促進します。

- ICT や高性能林業機械等の活用による植栽・育林等の省力化・低コスト化を進め、木材生産の効率化を図るとともに、木材を安定供給するための林道や森林作業道の路網整備を推進します。
- 森林情報等を活用し、木材加工業者が求める品質・規格に応じた丸太の安定供給を推進します。

3 農林水産物の需要拡大と農山漁村の魅力発信

- 地域の特産品について、生産や商品化の支援とあわせて、産地直売所や飲食店、イベント等での積極的な活用、観光資源としての PR 等を通して、都市農村交流と消費者の理解醸成を促進し、活力ある地域づくりを進めます。
- 小中学校等における出前授業や農林漁業体験への支援、食育・木育の活動等の取組により、食や農林水産業の魅力や重要性に対する理解を促進し、正しい知識の普及を図ります。

4 安全で良好な暮らしを支える農山漁村地域づくり

- 農業用ため池の耐震対策や豪雨対策等の整備を推進します。
- 山地災害を予防し、荒廃山地を復旧する治山ダムや土留工等の治山施設の整備や、治山施設と林道施設の適正な管理・保全を推進します。
- 間伐等の適切な森林整備を推進します。

5 環境と調和のとれた持続的な農林水産業の実現

- 農作物の施肥基準や総合防除技術等を踏まえた化学肥料、化学農薬などの適正使用に基づく環境と調和した持続可能な農業を推進します。
- 高温対策、暑熱対策等気候変動に対応した技術改善を推進します。
- 森林情報や新たな技術、林業機械の活用等により、循環型林業の取組を加速化します。

【特徴的な取組】

森林が有する木材等生産機能、山地災害防止、水源涵養、生物多様性保全等の公益的機能を、将来にわたって持続的に発揮させるため、高齢化したスギ・ヒノキ人工林を「主伐」し、花粉症対策苗木による「再造林」を行い、森林の若返りと花粉症対策を進め、健全な森林を育てます。



再造林の状況

<取組目標>

項目	目標
新規就農者の確保数	5年間で 60 人
農業技術改善の推進	5年間で 20 件
施設整備、機械導入等への支援	5年間で 27 件
鳥獣被害対策受益面積の拡大	5年間で 100 ha
土地改良施設の整備・更新、区画整理	5年間で 30 ha
農林水産業に関わるイベント等の実施件数	5年間で 45 回
農業用ため池の整備箇所数	5年間で 2 箇所
治山施設の整備による防災・減災対策面積	5年間で 800 ha
環境負荷低減に取り組む生産者数	5年間で 10 人増
主伐・再造林面積	59 ha

⑦ 東三河地域



東三河地域は、愛知県の東部に位置し、温暖な気候、豊川用水による安定した水資源、交通網の整備等により、全国屈指の農業地域を形成しています。キャベツ、しそ、きく、ばら、うずら卵等は全国有数の産地であり、ビニールハウス等による野菜・花きの施設栽培も盛んです。漁業では渥美外海の大陸棚が豊かな漁場を形成し、多様な水産物が水揚げされています。

こうした地域の特色を生かし、生産者や関係団体、市等の関係機関が連携して、次世代の担い手の育成や革新的技術の導入を進め、気候変動や市場ニーズの変化などの環境変化にも柔軟に対応し、東三河ならではの競争力と持続可能性を兼ね備えた産地づくりをめざします。

<主な取組>

1 農林水産業の未来を担う人材の確保・育成

- 市や農業協同組合との連携を強化し、人材の確保・育成に取り組みます。就農希望者に対しては、就農相談や就農計画の作成、資金・事業の活用等の支援を行います。就農後は、早期の経営安定や経営の継承に向けた伴走支援、セミナー、組織活動等を通じて、農業経営の状況確認と地域への定着促進を図ります。
- 農業協同組合の部会等による研修体系の整備、農地や機械・施設の継承、有効活用など、地域の新規就農者の受入体制づくりを進めます。
- 漁業就業に興味のある方を対象に、県内における漁業現場の体験を通して、漁業の実態を深く理解してもらうことを目的とした漁業体験研修を開催します。

2 生産力の高い農林水産業の実現

- 米と露地野菜、施設園芸、果樹、畜産の各品目における、生産力の向上や作業の省力化に資するスマート農業機器の導入、農地の基盤整備、地域の集出荷施設の再編集約・合理化を支援し、地域の関係者と連携のもと、産地戦略の実現に向けた取組を進めます。
- 加工・業務用野菜のニーズに対応する、品種選定や栽培支援等を行い、露地野菜の長期安定出荷による生産力強化を図ります。
- 高病原性鳥インフルエンザ等の特定家畜伝染病の脅威が高まる中、畜産農家に対して飼養衛生管理の徹底を図り、家畜防疫体制を強化します。
- 新たな養殖技術の導入支援や、漁場の整備等を通じ、漁業経営の所得向上と経営安定を図ります。

【特徴的な取組】

露地野菜生産者で、畠立て用トラクターに装着する自動操舵（そうだ）システムの導入が進んでいます。

県や市の補助事業を活用し、これまでに 160 台以上が導入されています。導入のメリットは作業精度の高さ、省力性、操作の簡便性であり、非熟練者でも作業が可能です。



自動操舵システムによる畠立て作業

3 農林水産物の需要拡大と農山漁村の魅力発信

- 市や小中学校、団体等と連携した出前授業や農林漁業体験、花の体験教室、県産食材を利用した親子料理教室、食育・木育活動等の取組により、農林水産業の重要性の理解を促進し、正しい知識の普及を図ります。
- 産地の競争力の向上に向けて、農産物の輸出に取り組む産地づくりを支援します。
- 県産木材の需要拡大を図るため、県産木材を利用した施設の木造・木質化を促進します。

4 安全で良好な暮らしを支える農山漁村地域づくり

- 豪雨や大規模地震の発生等の災害リスクに対し、全国有数の農業生産を支え、人々が安心して暮らせる地域づくりのため、農業用排水機場の更新整備や農業用ため池の耐震対策等を進めます。
- 森林の維持・造成を通じて山地に起因する自然災害から県民の生命・財産を保全するため、山地災害を防止する治山施設の整備を進めます。
- 飛砂や潮害から内陸部の農地や生活環境の保護を図るため、海岸防災林の維持・造成を進めます。

5 環境と調和のとれた持続的な農林水産業の実現

- 気候変動の影響による高温障害や病害虫発生による収量・品質低下に対応するため、新たな品種や暑熱対策技術の導入を推進します。
- 環境負荷低減の取組として、天敵を利用した総合防除技術等の導入を推進します。
- 水産多面的機能発揮対策事業を活用して、干潟機能低下を招く有害生物除去の取組や、干潟の耕耘等の漁業者等による干潟や藻場の保全活動を支援します。

【特徴的な取組】

豊橋市の生産者が高温耐性トマト品種の導入実証に取り組み、収量安定をめざした栽培マニュアルを農業協同組合及び県の協力を得て作成しました。

今後も新たな知見を加えて普及拡大をめざします。



高温耐性品種の調査

<取組目標>

項目	目標
新規就農者の確保数	5年間で310人
管内における漁業体験研修	毎年1回
生産力の維持・強化に向けた産地の取組実施数	5年間で50件
生産性の向上や作業の省力化のための革新技術の導入数	5年間で5技術
いいともあいち運動のSNSによる情報発信	毎年6回以上
水産関係の出前授業と料理教室	毎年5回
農業用排水機場の整備箇所数	5年間で8箇所
農業用ため池の整備箇所数	5年間で9箇所
整備する農業水利施設の受益面積	5年間で520ha
治山施設の整備による防災・減災対策面積	5年間で165ha
気候変動に適応した農業技術の導入数	5年間で5技術
漁業者等による有害生物除去の取組等に対する技術指導	毎年2回

第5章 / 基本計画の達成に向けて

1 基本計画の推進

県は、農林水産業関係団体や県民等と役割を分担し、協働しながら、また市町村との連携を図りつつ、基本計画に掲げた施策を総合的かつ計画的に推進します。

(1) 県推進体制

県は、農林水産業関係団体や消費者団体、学識者等で構成する「食と緑の基本計画推進会議」を開催し、計画の進捗確認を行います。

(2) 地域推進体制

各農林水産事務所は、市町村や地域の農林水産業関係団体等に対して計画の進捗確認を行います。

(3) NPO等多様な主体との協働

県は、施策の推進にあたっては、NPOや企業、大学等の多様な主体との積極的な連携を図り、協働して取り組みます。

(4) 市町村との連携・協力

基本計画の達成のためには、地域の特長や実情に応じた取組が必要であることから、県は、施策の推進にあたっては、市町村と密接に連携・協力して取組を進めます。

(5) 多様な手法による情報の発信

県は、SNS等多様なメディアの活用、情報の多言語化等により、食と緑に関する県や農林漁業者等の取組を広く発信します。

2 基本計画の進捗管理

(1) 年次レポートの作成

県は、基本計画の的確な推進を図るため、具体的な施策や事業の取組状況等をまとめたレポートを毎年度作成し、進捗管理を行います。

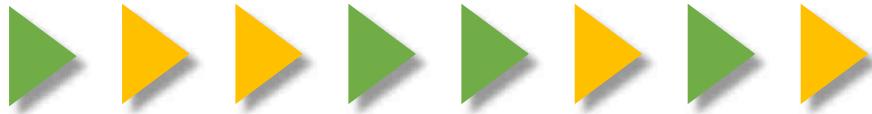
(2) 評価

県は、基本計画に掲げた目標及びKPIについて、毎年度進捗を確認し、評価するとともに、その結果を翌年度以降の事業立案等に反映させていきます。

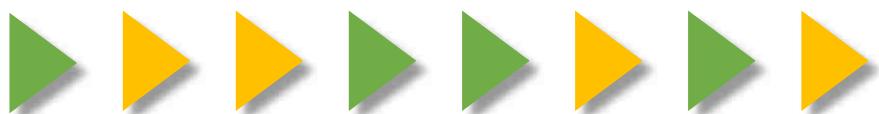
3 基本計画の周知

基本計画を達成するためには、県民一人ひとりの取組が不可欠であることから、県は、様々な機会を通じて、県民への基本計画とその進捗状況の周知に努めます。

參考資料



參考資料



<「食と緑の基本計画 2030」の SDGs 達成への貢献>

食と緑に関する取組は SDGs の達成に貢献します。ここでは、主なゴールを取り上げ、「食と緑の基本計画 2030」の施策がどのように貢献できるのかをまとめました。



ゴール 2：飢餓をゼロに

ゴールに向け、生産性の向上、気候変動等への適応、持続可能な食料生産システムの確保などに取り組む必要があるとされています。

計画では、生産性の向上に資するスマート農林水産技術の現場への実装や高温耐性品種等の開発などに取り組み、農業の生産力や持続可能性の維持・向上をめざします。



湿害による出芽不良を回避することができる大豆の高速播種機



ゴール 8：働きがいも経済成長も

ゴールに向け、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、雇用及び働きがいのある人間らしい仕事等を達成するとされています。

計画では、農業の労働力不足を解消するとともに、障害のある方が農業の分野で生き生きと活躍できる社会の実現に向けて農福連携を推進します。



農福連携技術支援者研修で作業の細分化を学ぶ様子



ゴール 12：つくる責任つかう責任

ゴールに向け、自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにするとされています。

計画では、農林漁業を応援・体験する機会の提供や、食育を通じた健全な生活、多様な主体との連携による地産地消の推進などに取り組んでいます。



地産地消の推進

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

13 気候変動に具体的な対策を



ゴール 13：気候変動に具体的な対策を

ゴールに向か、気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じるようにするとされています。

計画では、自然災害リスクに備えた強靭なインフラ整備や気候変動に適応した技術や品種の開発・普及を通じて、農林水産業の生産の安定を図ります。



遮光カーテン等による高温対策

14 海の豊かさを守ろう



ゴール 14：海の豊かさを守ろう

ゴールに向か、水産資源を各資源の生物学的特性によって定められる最大持続生産量のレベルまで回復させるとされています。

計画では、漁場の造成、栽培漁業の拡充や資源管理の強化、新しい増養殖技術の開発・導入、漁業生産に必要な栄養塩量の確保など漁業生産力の強化を推進し、水産資源の増大をめざします。



シングルシード式カキ養殖

15 陸の豊かさも守ろう



ゴール 15：陸の豊かさも守ろう

ゴールに向か、持続可能な森林の経営や森林減少の阻止、生物多様性の保全・回復などへの取組を促進するとされています。

計画では、循環型林業や森林整備の推進により、森林資源の持続的な利用と森林の保全、森林の持つ多面的機能の維持・増進に取り組みます。



循環型林業の推進

《用語の解説》

【あ行】

愛知県棚田地域振興計画

棚田を核とした棚田地域の振興を図るため、棚田地域振興法に基づき、県の地方創生・農林業・観光・文化・環境などの棚田地域振興施策や、今後の推進体制及び指定申請の方法などを規定した計画。

愛知県都市農業振興計画

本県の都市と農業がバランスよく発展し、都市農業が持つ多様な機能が発揮されることで、その豊かさを農業者と都市住民がともに享受し、未来へつなぐことを目的として策定する計画。

愛知産ジビエ

愛知県内で食材として捕獲され、県内の食品営業許可を受けた処理場で処理されたイノシシとニホンジカのこと。

あいち森林経営管理サポートセンター

森林経営管理制度を推進するため、市町村からの同制度に関する相談に対応する窓口。森林経営管理に関する取組を実施するための技術的なサポートや法律相談の対応等を行っている。

あいちの五つ星林業経営体認定制度

「意欲と能力のある林業経営体」に登録された林業経営体の中から、林業技術、安全対策及び労働条件に関する 5 つの認定項目のうち、満たしている項目の数に応じて認定する制度。

あいちの伝統野菜

現在の愛知県の野菜づくりの礎となった個性豊かな野菜のうち、「昭和 30 年（1955 年）頃には栽培されていた」、「地名、人名がついているなど愛知県に由来する」などの基準を満たす 37 品種を選定したもの。

あいちのみどり

自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例に基づき、県土の緑化を推進するための基本的な方針と総合的な施策を定めたもの。

あいち伐木競技会

林業現場技能者の技術及び安全作業意識の向上を図るとともに、新規就業者の確保に向けた林業の魅力発信を目的とした競技会。

あいち木造・木質化サポートセンター

設計や木材調達など、木造・木質化に関する様々な相談を受け付ける相談窓口。木造木質建築に精通した設計士や木材事業者の紹介も行っている。

あいち林業技術強化カレッジ

林業の担い手の育成を図るため、愛知県森林・林業技術センターを拠点として、未経験者から指導者まで、それぞれのキャリアに応じて必要な技術を習得できる研修体系のこと。研修コースとして、基礎コース、中堅コース、指導者コースがある。

愛知を食べる学校給食の日

地場産物や地域に伝わる郷土料理、行事食などの良さを子供たちや保護者に広く知ってもらうために、地元産や県内産の食材を学校給食に使用する取組。全ての公立小中学校・義務教育学校と、県立及び市立の定時制高等学校や特別支援学校で、年 3 回実施している。

浅場（あさば）

陸域から栄養分が供給され、太陽光が十分に届くため、海草・藻類や魚類などさまざまな生物の生育に適している浅い海のこと。干潟と同様に生物の営みにより海水を浄化する機能がある。水深等の明確な定義はないが、本県では、干潟に続く概ね水深 5 mまでの水域を浅場としている。

アフリカ豚熱（ASF）

豚やイノシシが感染する伝染病で、発熱や全身性の出血性病変を引き起こし、非常に高い致死率が特徴である。日本での発生は確認されていないものの、有効なワクチンや治療法がないことから、発生した時の影響が甚大であり、最も警戒が必要な家畜伝染病の一つとされている。

いいともあいちネットワーク

「いいともあいち運動」に取り組む県内外の様々な機関・団体・業界などが相互の情報交換・交流や取組の連携を図る“緩やかな連帯”的こと。

いいともあいち運動の趣旨に賛同する事業者・団体などであれば会員登録できる。

インバウンド

観光の分野では「外国から自国への旅行」を指す。日本へのインバウンドを訪日外国人旅行または訪日旅行という。

栄養塩

植物プランクトンや海藻などが成長のために取り込む無機塩類の総称。硝酸塩、亜硝酸塩やリン酸塩などがある。

エリートツリー

地域の人工造林地において、最も成長が優れた木として選抜された「精英樹」のうち、優良なもの同士を人工交配によりかけ合わせ、その中からさらに優れた個体を選んだもの。初期成長の早さが特徴で、材質や通直性にも優れる。愛知県で種子生産に取り組んでいるエリートツリーは、花粉量が少ない特性も持っている。

援農

農家ではない人が、農作業の手助けをすること。都市部の住民が短期間で、摘果や収穫などの作業を補助する活動などが該当する。

【か行】

カーボンクレジット

温室効果ガス削減効果をクレジットとして売買できる仕組み。農林水産分野では国が認証する「J-クレジット制度」があり、林業では「森林クレジット」、水産業では「ブルークレジット」と呼ばれることがある。

カーボンニュートラル

温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること。二酸化炭素を始めとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにする。

貝毒

二枚貝類が毒素を持つ特定のプランクトンを大量に摂食することにより毒性を持つ現象のこと。毒素を持つプランクトンは水温の上がり始める3月ごろから5月ごろの期間に増殖することが多いため、本県では、冬の終わりから海水中のプランクトンや貝の検査を行い、安全を確かめている。

価格安定制度

野菜や畜産物の生産・出荷の安定を図り、農業の健全な発展と国民の消費生活の安定に役立てるために、価格の暴落等があった場合に、国、県及び生産者などが事前に積み立てた資金を生産者に補給金として交付する制度。

環境負荷低減事業活動実施計画の認定

通称「みどり認定」。土づくりと化学肥料・化学農薬の使用低減を一体的に進める、又は省エネ設備の導入などで温室効果ガスの排出削減に取り組むなど、農業者の環境負荷低減を目的とした5年間の事業計画を県が認定する制度。

環境保全型農業

農業の持つ物質循環機能を活かし、生産性との調和等に留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料や農薬の使用などによる環境負荷の軽減に配慮して取り組む持続的な農業のこと。

関係人口

移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々のこと。

間伐

立木の成長に伴い混み合った森林を健全な状態に導くために行う抜き切り作業のこと。主伐までの間の中間収入を得るためにも行われ、立木の成長を促すとともに森林の持つ多面的機能を高めるための重要な作業である。

共同利用施設の再編集約・合理化

老朽化した共同利用施設の効率的な管理・運営・利用を行うため、「再編集約」は複数施設の機能を再編・集約すること、「合理化」は既存施設の改修等により機能を向上させること。新基本計画実装・農業構造転換支援事業では、地域農業を支える老朽化施設の再編集約・合理化を支援している。

漁業集落排水施設

漁村地域における生活排水処理施設のこと。

魚礁（ぎょしょう）

魚類が繁殖したり、すみかとしたりするために海中等に設置される人工物のこと。

グリーンツーリズム

緑豊かな農山漁村で、自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のこと。都会の人々が、農山漁村を訪れ、休日を過ごしたり、農作業や特産物づくりの体験をしたり、その地域に伝わる文化などにふれたりして、自然の中で田舎ならではの貴重な体験をすることができる。受入側の農山漁村においても地域の活性化等の効果が期待されている。

経営所得安定対策

担い手農家の経営安定のため、諸外国との生産条件の格差により不利がある麦や大豆などの農産物に対する交付金や、農業者の拠出を前提とした農業経営のセーフティネット。飼料用米・麦・大豆などの本作化を進め水田のフル活用を図る交付金からなる対策。

高性能林業機械

チェーンソーや刈払機などの機械に比べて、作業の効率性や身体への負担軽減などの点で性能が著しく高い大型の林業機械のこと。本県では主に「スイングヤード」（伐採した木を林内から引き出す機械）、「プロセッサ」（伐採した木の枝を落とし、必要な長さの丸太に切る機械）、「フォワーダ」（丸太を運ぶ機械）が利用されている。

口蹄疫（こうていえき）

牛、豚、ヤギ、シカなどの偶蹄類の動物（偶数のひづめをもつ動物）が感染する伝染病で、感染すると口の中や鼻、蹄に水ぶくれや潰瘍を起こし、発育不良になるなど、畜産業に甚大な経済的被害を及ぼす。死亡率は低いが伝染力が極めて強く、ひとたび発生すると大流行を引き起こし、防疫が極めて困難になることから、最も警戒が必要な家畜伝染病の一つとされている。

高病原性鳥インフルエンザ

鳥類に感染するインフルエンザを鳥インフルエンザと呼び、中でも家きん（鶏やウズラなど）に強い病原性を示すものを高病原性鳥インフルエンザという。発生すると家きん産業に甚大な経済的被害を及ぼすことから、最も警戒が必要な家畜伝染病の一つとされている。

国際水準 GAP

GAP (Good Agricultural Practices : 農業生産工程管理) は、農業生産の各工程の実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動のこと。食品安全、環境保全、労働安全、人権保護、農場経営管理の 5 分野を満たしたものを国際水準 GAP という。農業者や産地が取り組むことにより、持続可能性の確保、農業経営の改善や効率化等に資するとともに、消費者や実需者の信頼の確保が期待される。

【さ行】

里山林

集落近くに存在している森林の総称。かつては、薪炭用木材の採取や山菜取り、肥料用の落葉の採取など、地域住民の生活と密接に結びついていた。

山地災害危険地マップ

山腹崩壊危険地区や崩壊土砂流出危険地区など、山地災害のおそれのある危険な区域を表示した地図。「マップあいち」Web サイトでも確認ができる。

指定管理鳥獣捕獲等事業

鳥獣保護管理法に基づき、環境大臣が定めた鳥獣（指定管理鳥獣）について、都道府県又は国が捕獲等をする事業。

市民農園

都市住民のレクリエーション、高齢者の生きがいづくり、児童・生徒の体験学習などのために、小面積の農地を利用して野菜や花を育てるための農園のこと。自治体、農協、農家、企業、NPO などが開設できる。

収去検査

食品衛生法または食品表示法に基づき、食品営業施設に食品衛生監視員が立ち入り、試験検査のため必要な限度において検体（食品、食品添加物、容器包装など）を無償で採取する行為を収去といい、収去した食品等の検査をすること。

種畜

繁殖用家畜のこと。体型、能力、血統など後代に優れた形質を伝える優良な家畜を選抜する。本県では愛知県畜産総合センターにおいて、種畜の供給を行っている。

飼養衛生管理基準

家畜伝染病予防法に定められた家畜の所有者が守る衛生管理の基準。

食育推進ボランティア

食生活や栄養の改善、親子料理教室や農林漁業体験活動など、県内各地域で「食育」の推進活動を自主的に行う県登録のボランティアのこと。

食と花の街道

県産の農林水産物を活用し、食や花をテーマとして、地域活性化と観光需要の拡大に向けた活動を行う地域を認定したもの。

森林クラウドシステム

森林簿、森林計画図、施業履歴等の既存の森林情報や、航空レーザ計測により取得したデータを解析することにより得られた森林資源情報や地形情報をクラウド上で一元管理・共有するシステム。

スタートアップ

IoT、AI などの最先端の技術を活用し、革新的なビジネスモデルで急成長をめざす企業。

生態系ネットワーク形成

生物多様性が保たれるよう、森林などの保全すべき自然環境や優れた自然条件を有している地域を核として、これらを有機的につなぐこと。本県では、生態系ネットワークの形成を「あいち生物多様性戦略 2030」の中核的取組方針の柱の一つとして、多様な主体の協働により、生物の生息生育場所を確保し、つなげていく取組を進めている。

制度資金

法律や条令に基づいて、その政策目的を遂行するために、国や地方公共団体が財政から資金を融通したり、民間金融機関の融資に対して利子の補給を行うことにより、有利な条件で融資を行う制度のこと。

生物多様性

生きものたちの豊かな個性とつながりのこと。地球上には、様々な自然の中に3,000万種とも言われる多様な個性を持つ生きものがいて、互いにつながりあい、支えあって生きており、私たち人間もその一員として生かされている。生物多様性条約では、生物多様性をすべての生きものの間に違いがあることと定義し、「生態系」「種」「遺伝子」という3つのレベルの多様性があるとしている。

【た行】

第三者継承

企業等が、その事業を社外の第三者に継承すること。農業においては主に親族以外の第三者に経営を継承することを指す。

ため池サポートセンター

農業用ため池の適正な保全管理を支援するため、所有者及び管理者に対して技術的な指導及び助言、その他の援助を行っている。愛知県土地改良事業団体連合会内に設置されている。

畜産クラスター

畜産農家を始め、地域の関係事業者が連携・結集し地域ぐるみで高収益型の畜産を実現するための体制のこと。国は畜産クラスターの構築を全国的に推進している。

治山施設

山地災害が発生した場所、または発生するおそれがある場所において、荒廃した渓流の侵食や土砂の流出を防止する治山ダムや、崩壊した山腹の斜面を安定させる土留工等の施設。

知的財産

発明、考案、植物の新品種、意匠、著作物などの人間の創造的活動により生み出されるものや、商標、商号その他事業活動に有用な技術上の情報などのこと。その権利は特許法や種苗法を始めとするさまざまな法律で保護されている。

着地型観光

観光客の受入先である地域側が企画し、現地集合・現地解散で実施される観光プログラムのこと。企画側が地域のことを熟知している分、特色ある内容になることが期待される。

中山間地域

国の農林統計で用いる農業地域類型区分において、山間農業地域と中間農業地域を併せた区域をいう。

地理的表示保護制度

特定農林水産物等の名称の保護に関する法律に基づき、地域で育まれた伝統と特性を有する農林水産物食品のうち、品質等の特性が产地と結び付いており、その結び付きを特定できるような名称（地理的表示）が付されているものについて、その地理的表示を知的財産として保護する制度。

鳥獣被害対策実施隊

鳥獣被害防止特措法に基づき、市町村が策定する被害防止計画に基づく捕獲や侵入防止柵の設置などといった鳥獣被害対策の実践的活動を担う組織のこと。

東海三県一市グリーン購入キャンペーン

購入する前に必要性をよく考え不必要的物は購入しない、物を購入する際は環境に配慮して作られた商品やごみの排出量の少ない商品を積極的に選んで購入するといった「グリーン購入」の普及と定着を図るため、東海三県一市の行政、企業などが連携、協働して消費者に働きかけるキャンペーンのこと。

特定家畜伝染病

家畜伝染病のうち、特に総合的に発生の予防及びまん延防止のための措置を講ずる必要があるものとして農林水産大臣が指定した伝染病のこと。口蹄疫、牛海綿状脳症（BSE）、豚熱及び高病原性鳥インフルエンザなどが指定されている。

土地改良区

土地改良法に基づき設立される農業者の組織。農業水利施設等の新設、変更、農地の整備などの工事や整備された施設の管理を行っている。

【な行】

南海トラフ地震

太平洋沖の南海トラフ（静岡県の駿河湾から九州東方沖まで続く深さ4,000メートル級の海底の溝）沿いの広い震源域で連動して発生すると想定されているマグニチュード9級の巨大地震のこと。

日本型食生活

1970年代（昭和50年頃）に我が国で実践されていた、主食である米を中心とし、魚、肉、野菜など多様な副食に果物などが加わった、栄養バランスのとれた食事のこと。

農業委員会

市町村に設置される行政委員会の一つ。市町村長が任命する農業委員による合議体で、農地の権利移動の許認可や農地転用への意見など、農地に関する事務を行う。農地利用最適化推進委員を委嘱し、遊休農地の発生防止・解消など農地利用の最適化も推進。

農業集落排水施設

農業用排水の水質を保全し、農村生活環境を改善するため、農村地域における生活雑排水等の汚水を処理する施設のこと。

農業振興地域整備計画

農業振興地域の整備に関する法律に基づき、知事の指定した農業振興地域の区域内にある市町村が、優良な農地を確保・保全するとともに、農業振興のための各種施策を計画的かつ集中的に実施するために定める総合的な計画。

農業大学校

農業後継者や農業の担い手などに対して農業に関する教育及び研修を行うために県が岡崎市内に設置している教育研修施設。

農業用ため池

かんがい用水の確保のため、山裾などに築堤した人工の池のこと。大きな河川が少ない半島部や丘陵地帯に多くあり、今なお貴重な水源として地域を潤している。県内には約1,900か所あり、その内、決壊した場合に住宅等に甚大な被害が及ぶおそれのある「防災重点農業用ため池」が約1,000か所ある。

農業用排水機場

農地や農作物のたん水被害、周辺住宅等の浸水被害を防止するために、雨水等を強制的に河川や海などに排水するポンプ場のこと。県内には約400か所あり、県民の命や財産を守る重要な施設となっている。

農商工連携

農林水産業者と商工業者がそれぞれの経営資源を持ち寄り、新商品や新サービスの開発などに取り組むこと。2008年には農商工等連携促進法（中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（2008年法律第38号））が施行され、取組を支援する法的な枠組みが整備された。

農地海岸樋門

農地海岸（農地を守るために堤防等がある海岸）の堤防を横断する排水施設のこと。ゲートを閉鎖することで、津波や高潮の被害を防ぐ。

農地中間管理事業

高齢化等の理由で耕作できない農地を農地中間管理機構が借り受け、担い手へ貸し付ける事業。農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき実施されている。

農地の集積・集約化

農地の集積とは、農作業を効率化し生産コストを下げるため、地域で中心になる意欲的な農家（担い手）に農地を集めることであり、農地の集約化とは、複数の場所に分散している農地を、一連の農作業の実施に支障が出ないように、面としてまとまった形に集めること。

農地の大区画化や汎用化

農地の集積・集約化、生産コストの削減を促進するため、農地の区画整理や畦畔除去により、標準的な 30a (3,000 m²) から 1 ha (10,000 m²) 程度へと区画を大きくしたり、水田に麦・大豆・野菜などの畑作物を導入できるよう排水改良を行うこと。

農福連携

障害者、高齢者等に農業分野で就労の機会を提供し、社会参画を実現していく取組のこと。農業の多様な担い手育成として推進。

農薬管理指導士

農薬の取り扱いや安全性の確保に関する専門的な知識を有する指導者のこと。農薬の販売者やゴルフ場における農薬使用者などに対し、県が専門研修を行い、一定水準以上の者を認定する。

【は行】

干潟

干潮時に沿岸域に現れる砂や泥がたまつた場所のこと。多くの生物の産卵、生育の場であるとともに、貴重な漁場である。また、多種多様な生物の活動により海水が浄化されるという機能がある。

豚熱（CSF）

豚やイノシシが感染する伝染病で、発熱を引き起こし、高い致死率と強い感染力が特徴である。ワクチン接種により農場での発生数は減少しているものの、依然として発生が継続していることから、最も警戒が必要な家畜伝染病の一つとされている。

ふるさと・水と土指導員

中山間地域において、農地や土地改良施設の持つ多面的機能の良好な発揮と地域住民活動の活性化を図るために都市との交流活動等を企画・指導する地域のリーダーのこと。

閉鎖型採種園

エリートツリー等の効率的な種子生産のために、ビニールハウスで覆った採種園のこと。外部花粉の混入を防ぎ、目的の系統同士を確実に交配させる。

保安林

森林の持つ公益的な機能を発揮するために、伐採や開発に制限を加える森林のこと。農林水産大臣または都道府県知事が森林法に基づいて指定する。

【ま行】

木育（もくいく）

木製玩具や木工体験など、木とのふれあいを通じて木の良さや文化などを学び、環境や暮らしへの関心を高める教育活動。

木材利用の促進に関する基本計画

脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律及び愛知県木材利用促進条例に基づき、木材利用の促進の意義や木材利用施策に関する基本的事項や目標を定めた計画。

【や行】

有機農業

化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した生産方法を用いて行われる農業。

遊休農地

現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地、又はその農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる農地のこと。

【ら行】

リスクコミュニケーション

社会を取り巻くさまざまなリスクに関する情報や意見を、行政、専門家、企業、消費者などの関係者の間で相互に交換し、相互理解を深めること。

6次産業化

農林水産物や農山漁村に存在する土地、水などの資源を有効に活用して、農林漁業（一次産業）と、製造業（二次産業）、小売業等（三次産業）との総合的かつ一体的な推進を図り、農山漁村の豊かな地域資源を活用して新たな付加価値を生み出す取組のこと。

【A～Z】

HACCP（Hazard Analysis and Critical Control Point）

食品等事業者自らが食中毒菌汚染や異物混入などの危害要因（ハザード）を把握した上で、原材料の入荷から製品の出荷に至る全工程の中で、それらの危害要因を除去又は低減させるために特に重要な工程を管理し、製品の安全性を確保しようとする衛生管理の手法のこと。

ICT（Information and Communication Technology）

情報通信技術と訳され、主に、パソコン、携帯電話、スマートフォン等、フィールドセンサー（センサーを用いた現場の環境測定機器）、監視カメラなどの機器並びにソフトウェア及びアプリケーションなどの総称。

IoT（Internet of Things）

"モノのインターネット"のこと。インターネットに接続されていなかったモノが、ネットワークを通じてサーバーやクラウドと接続して相互に情報交換をする仕組み。

「食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくり条例」

平成十六年三月二十六日 愛知県条例第三号

安全で良質な食料その他の農林水産物が確保されること、また、自然災害から守られ、緑と水に恵まれた環境の中で生活できることは、県民の安全で安心できる豊かな暮らしの基本である。

県土に降った雨は、森林と農地によって蓄えられ、やがて川を巡り、更に都市で利用されて、海へ流れれる。その過程において、豊かな農林水産物が育てられ、県民の生活が支えられてきた。

また、森林及び農地は、木材や農産物の生産活動を通じて、県土の保全や水源のかん養などの機能を発揮し、自然災害から私たちを守り、海及び川とともに、緑と水の豊かな環境を作り出してきた。

安全で良質な食料その他の農林水産物を確保するには、これらの農林水産物を生産する者が主体的な役割を果たすとともに、農林水産物を消費し、又は利用する者にも、消費の改善と有効利用等により積極的な役割を果たしていくことが期待されている。

また、森林、農地、海及び川が有する多面にわたる機能からは、県民すべてが等しく利益を受けており、私たちは、それぞれの役割をもって、これらの機能を守っていく必要がある。

私たちは、同じ県土において生活する者として、このような認識を共有し、将来にわたり、安全で良質な食料その他の農林水産物が確保され、また、森林等の有する多面的機能が発揮されることにより安全で良好な生活環境が確保された食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくりを推進し、都市と農山漁村とが調和した愛知の持続的な発展に資するため、ここにこの条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくりについて、基本理念を定め、並びに県の責務及び県民、食料等を生産する者等の役割を明らかにするとともに、食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくりに関する施策の基本となる事項を定めることにより、食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくりを推進し、もって県民の安全で安心できる豊かな暮らしの実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 食料等 食料（食用に供する農林水産物をいう。）その他の農林水産物をいう。
- 二 森林等の有する多面的機能 県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、地球温暖化の防止等の森林、農地、海及び川が有する食料等の供給の機能以外の多面にわたる機能をいう。

(基本理念)

第三条 食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくりは、次に掲げる事項が推進されることを基本理念として行われなければならない。

- 一 将来にわたって安全で良質な食料等の安定的な供給が確保され、かつ、その適切な消費及び利用が行われること。
- 二 将来にわたって森林等の有する多面的機能が適切かつ十分に発揮されることにより、安全で良好な県民の生活環境が確保されること。

(県の責務)

第四条 県は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくりに関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

参考資料

2 県は、市町村、県民並びに食料等を生産する者及び食料等の生産活動に関する団体と連携を図りながら協力して、食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくりの推進に取り組むものとする。

(県民の役割)

第五条 県民は、食料等の生産活動及び森林等の有する多面的機能に関する理解を深めるとともに、食料等の消費の改善及び有効利用並びに県内産の食料等の消費及び利用を進めること等により、基本理念の実現に積極的な役割を果たすとともに、県が実施する食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(食料等を生産する者等の役割)

第六条 食料等を生産する者及び食料等の生産活動に関する団体は、食料等の生産活動及びこれに関連する活動を行うに当たっては、基本理念の実現に主体的に取り組むとともに、県が実施する食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(基本計画)

第七条 知事は、食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくりに関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくりに関する目標及び施策についての基本的な方針
- 二 前号に掲げるもののほか、食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ県民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(都市と農山漁村の交流等)

第八条 県は、食料等の生産活動及び森林等の有する多面的機能に関する県民の関心と理解を深めるとともに、健康的でゆとりのある県民の生活に資するため、都市と農山漁村との間の交流の促進、食料等の生産活動及び森林等の有する多面的機能に関する情報の提供及び教育の充実その他必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、食料等の消費の改善及び有効利用に資するため、食料等の消費及び利用に関する知識の普及その他必要な施策を講ずるものとする。

(県民等の自発的な活動の促進)

第九条 県は、県民、事業者又はこれらの者の組織する団体が自発的に行う食料等の消費の改善及び有効利用に資する活動並びに森林及び農地の管理に資する活動、海及び川の水質浄化に資する活動その他の森林、農地、海及び川の適正な保全に資する活動が促進されるよう、情報の提供その他必要な施策を講ずるものとする。

(安全で良質な食料等の持続的な生産の確保等)

第十条 県は、安全で良質な食料等の持続的な生産を確保するため、食料等の安全性の確保及び品質の改善に資する技術の開発及び普及、食料等を生産する者の経営管理能力の向上、食料等の生産基盤の整備の推進、新たに食料等の生産活動を開始しようとする者に対する生産技術及び経営方法の習得の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、安全で良質な食料等の安定的な供給の確保に資するため、県内産の食料等の県内外における消費及び利用の促進、食料等の流通体制の整備その他必要な施策を講ずるものとする。

(森林、農地及び漁場の適正な保全)

参考資料

第十一條 県は、森林及び農地の適正な保全を図るため、林地又は農地として利用すべき土地の林業上又は農業上の利用の確保、自然災害の防止及び環境との調和に配慮した森林及び農地の整備の推進その他必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、漁場の適正な保全を図るため、海及び川の水質の保全、水産動植物の生育環境の改善の推進その他必要な施策を講ずるものとする。

（農山漁村における定住の促進）

第十二条 県は、安全で良質な食料等の安定的な供給の確保及び森林等の有する多面的機能の適切かつ十分な発揮に資するため、農山漁村における就業機会の増大、農山漁村の生活環境の整備その他の農山漁村における定住の促進に必要な施策を講ずるものとする。

附 則

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

食と緑の基本計画 2030 策定の経緯

- 食と緑の基本計画 2030 策定の検討を行うため、農林水産業関係団体や消費者団体、学識者等で構成する「食と緑の基本計画推進会議」を開催し、協議を行った。

時期	項目	内容
2025 年 7 月 28 日	第 1 回食と緑の基本計画推進会議	食と緑の基本計画 2030 の骨子について
11 月 25 日	第 2 回食と緑の基本計画推進会議	食と緑の基本計画 2030 の計画案について

- 地域の取組や意見等を把握するため、各農林水産事務所において、市町村や地域の農林水産業関係団体等に対する説明、意見聴取等を行った。

時期	項目	内容
2025 年 6 月 18 日	尾張地域推進会議	食と緑の基本計画 2030 の骨子について
	海部地域推進会議	
	西三河地域推進会議	
	豊田加茂地域推進会議	
	新城設楽地域推進会議	
	知多地域推進会議	
	東三河地域推進会議	
10 月	各地域推進会議の構成員に対する意見照会（書面）	食と緑の基本計画 2030 の計画案について

- 県民から広く意見を聞くため、2025 年 10 月 1 日から 10 月 31 日まで、県民意見提出制度（パブリック・コメント）を実施した。

食と緑の基本計画推進会議 設置要領

(目的)

第1 食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくりに向けて、「食と緑の基本計画」（以下、「基本計画」という。）における諸施策の総合的、計画的な推進と県民や生産者等と一体となった取り組みを進めるため、「食と緑の基本計画推進会議」（以下、「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 推進会議は、次の事項について協議する。

- (1) 県が実施する施策に関すること
- (2) 県民や生産者等の取り組みに関すること
- (3) その他基本計画を推進するために必要な事項

(構成員)

第3 推進会議は15名以内で構成し、次に掲げる者のうちから農業水産局長が依頼する。

- (1) 学識経験者
- (2) 民間事業者の代表
- (3) 消費者の代表
- (4) 市民活動団体の代表
- (5) 農林漁業者の代表又は農林水産業関係団体の職員
- (6) 行政・教育機関の職員

(座長)

第4 推進会議に座長を置き、構成員の互選により定める。

- 2 座長は、推進会議の議長となる。
- 3 座長に事故あるときは、あらかじめ座長が指名した者がその職務を代理する。

(会議)

第5 推進会議は、農業水産局長が招集する。

- 2 推進会議は、座長が必要と認めた場合、構成員以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第6 推進会議の事務局は、農業水産局農政部農政課内に置く。

(その他)

第7 この要領に定めるもののほか、推進会議の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成17年7月11日から施行する。

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

食と緑の基本計画推進会議 構成員名簿（2025年度）

(敬称略・五十音順)

氏名	所属・職名等
安藤 幸志	愛知県森林組合連合会 常務理事
犬飼 峰宏	公益財団法人 愛知県農業振興基金 理事長
江本 行宏	公益社団法人愛知県畜産協会 常務理事兼事務局長
加藤 勇二	愛知県農業協同組合中央会 代表理事理事長
佐藤 広尚	愛知県土地改良事業団体連合会 事務局長
杉山 範子	東海学園大学ともいき教養教育機構 副機構長 教育学部 教授
田口 亜紀子	津島市立天王中学校 校長
竹生 佳永	愛知県農業経営士協会 副会長
○ 德田 博美	国立大学法人東海国立大学機構名古屋大学大学院 教授
灘波 猛	トヨタ自動車株式会社 新事業推進部 主査
丹羽 真清	株式会社ヤマナカ 社外取締役
間瀬 堅一	愛知県漁業協同組合連合会 代表理事常務
山口 定代	愛知県農村生活アドバイザー協会 会長
吉田 典子	愛知消費者協会 会長
吉野 隆子	オーガニックファーマーズ名古屋 代表

○：座長



① 県内の消費者と生産者が
今まで以上にいい友関係になる

② Eat more Aichi products
(イート モア アイチ プロダクツ)

||

もっと愛知県産品を食べよう
(利用しよう)

食と緑の基本計画 2030 にせんさんじゅう

～食と緑が支える県民の豊かな「あいち」を目指して～

2025年12月

愛知県農業水産局農政部農政課

〒460-8501

名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

電話 052-954-6391 (ダイヤルイン)

Web <https://www.pref.aichi.jp/nousei/>



農林水産部門
Web サイト

